

平成 2 1 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成21年 9 月16日
- ・ 開 会 平成21年 9 月16日
- ・ 閉 会 平成21年 9 月17日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	16番	森 進
7 番	坂 本 一 光	17番	厚 海 六 郎
8 番	元 木 良 一	18番	後 藤 幸太郎
9 番	深 川 昇		

2 不応招議員は次のとおりである。

15番 檜 原 達 也

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	農政課長
副町	長	商工観光課長
総合支所	長	建設課長
会計管理者		建設課参事
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
		産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
福祉課	長	総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
農業委員会事務局	長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成21年第3回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、5番、森田暢明議員及び6番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る9月10日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が3人、町長から提出されております案件が32件で、その内容については、一般議案が22件、決算認定が10件であります。

このほか、議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は、本日9月16日に開会し、9月17日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、ここに報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月17日までの2日間をしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月17日までの2日に決定いたしました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
片山事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は１７名であります。樫原議員から欠席の旨、届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

- ◇議 長 日程第４、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。平成２１年第３回大空町議会定例会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

７月２日、第３７回交通安全大会・第５９回社会を明るくする運動大会を実施してございます。この日は７５０名の参加をいただきました。また、本年度、旗の波行動ということのを新たに取り入れ、こちらのほうにおきましても１００人の参加をいただいたところでございます。本年度は、東藻琴地区において交通安全の標語を募集し、小学校低学年の部では、東藻琴小学校１年 安川大喜君の「信号機 点滅したら 渡らない」また、女満別地区では、青少年健全育成、社会を明るくする運動の標語を募集し、小学校低学年の部では、女満別小学校３年 河原風沙さんの「友達は みんな仲良し 宝物」というものが最優秀に選ばれております。

７月４日は、大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭を慰霊塔斎場でとり行い、８３名のご出席をいただきました。

７月９日、網走支庁管内町村会総務文教厚生委員会、大空町で開催をしてございます。この委員会の平成２１年度の研究課題の絞り込みを行い、消防無線のデジタル化の課題、また、廃屋対策について協議をしていくことと決めました。

７月１０日、全国生涯学習市町村協議会総会が東京で開催をされ、出席をいたしました。本年度１１月２８日、２９日、十勝管内本別町におきまして、北日本生涯学習

まちづくりフォーラムが開催されるという報告がございました。ぜひこの時期に出席をしたいと、このように思っております。

7月23日、北海道市町村長交流セミナーが札幌市で開催をされ、出席をいたしました。この日は、宮脇淳教授の第二次分権改革と税財問題、また、コリア・レポート編集長のピョン・ジョンイル氏の講演がありました。ピョン氏の講演は、日本を取り巻く国際情勢という題で、日朝、日韓、日中、主に東アジア情勢を分析した内容でございました。

7月28日から30日までは、開発期成会、道路関係の要望で札幌、東京に出向いたところでございます。28日は、網走支庁管内総合開発期成会の札幌要望が中心となっておりまして、北海道開発局に対しまして、道路、港湾、空港、河川、農業農村整備事業について要望を行ったところでございます。29日は、東京に移動いたしまして、主に北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会といたしまして、要望を実施いたしました。国土交通省、北海道選出の国会議員に対しまして、北海道横断自動車道、特に凍結となっております足寄～陸別間の解除等について要望を行ったところでございます。30日は、再び網走支庁管内総合開発期成会の東京要望ということで、私は総務一班の班長を仰せつかっておりましたので、海上保安庁、総務省、消防庁、外務省、文部科学省などに対しまして、サハリン沖油田事故対策の充実、公立学校の耐震化の促進、消防無線のデジタル化対策、また、新過疎法の制定などについて要望を行ってまいりました。

8月15日は、大空町女満別地区戦没者追悼平和祈念祭をとり行い、英霊墓地において150人の出席をいただきました。

8月21日は、網走支庁管内町村会総務文教厚生委員会を再び大空町において開催いたしました。先ほど絞り込みを行った消防無線のデジタル化の問題、また、廃屋対策における法的根拠などについて、講師を招いて意見を聞き、また、意見交換をしたところでございます。

9月5日、大空町老人福祉大会を実施いたしました。今年度から75歳以上の方々にご案内を申し上げ、研修会館を会場として実施をいたしました。ご案内の対象者は1,371人でございますが、当日受付を済まされた方が737人でございました。褒賞の対象となる方は403人中296人が当日受付をいただきました。式典そのものには約330名のご出席をいただいたところでございます。本年度は、ふれあい広場と同時開催ということで開催をさせていただき、例年よりは多くの方のご出席をいただいたものと思いますが、バスの時間の設定など検討項目もあらわになってきている部分がありますので、次年度に向けて検討していきたいと、そのように考えてございます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 おはようございます。本年は5月下旬より曇天降雨が多く、日照時間は平年の4割程度、降水量は平年の約3倍とも言われ、農産物も収穫期の最中でありますが、減収、品質の低下等かなりの影響が予想され、大変心配されるところです。また、他の産業においても低迷を続ける中、さきの衆議院選挙では、この国の大きな方針転換が予想される結果となりました。本日、新政権が正式に発足することになるとありますが、新政権のマニフェストに地方主権の推進が挙げられております。平成12年4月より施行されました地方分権一括法ですが、なかなか地方分権推進委員会の提言には、ほど遠い段階ではなかろうかと思うところです。このことが今後、新政権によって推進されることになれば、北海道及び我々自治体の行政運営における責任の度合いが一層増大し、行政運営次第では自治体間の格差が広がりがねない。私どもの住民生活にも、住む町によって住民サービスが大きく変わる可能性もあることが予想されます。議会の役割においても、責任が増すことも予想されます。ある報道では、中央省庁の役人の意識の切りかえができるかどうか言われておりますが、同時に私どもの町においても、今までと違う意識を持って行政運営に当たらなければならないと考えるところです。町長も私どもも、任期残すところ半年余りとなりましたが、今後国の動向を見きわめた上で、素早い対応が必要になるのではないかと考えるところです。通告に従い一般質問をさせていただきます。

大項目の1つ目、大空町内の管理者の異なる道路、河川の維持管理について、町としてののかかわりについてお伺いいたします。今まで北海道、また、開発局に対する要望にとどまっておりますが、双方とも住民の不便さを解決するための方策について、なかなか改善されない点が見受けられます。このことについてお伺いいたします。

次に、大空町管理の道路橋梁及び河川の指定管理者制度導入についてお伺いします。このことについて、現在の課題と対策についてお伺いをいたします。

3つ目、このことにより、建設課事業所は今後どうしていくのか、また、予算のあり方についてお伺いいたします。

大項目の2つ目です。各種イベントについてお伺いいたします。芝桜まつりを初め、多くのイベントが実施されております。町内外からの多くの参加者が来場されておりますが、行政としてその効果をどのように認識されているのか。また、その予算のあり方についての認識をお伺いいたします。

2つ目、今後の取り組みについての考え方、現在のものを継続的にやっていかれるのか、また、見直すものがあるのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

3つ目、これら一連のイベントについて、課題と対策についてあればお伺いをいたします。

大項目の3つ目であります。教育行政について。先般発表されました全国学力テストについての結果を、どのようにとらまえておられるのかお伺いいたします。

2つ目として、昨年の結果を踏まえ、改善策等取り組みについてお伺いをいたしま

す。

3 丁目、当町におけるスポーツ少年団の実態についてお伺いをいたします。

以上、申し上げまして 1 回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 坂本議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

大空町内には国道が 2 路線、道道が 10 路線ございます。国道に対しましては、毎年度 2 月に道路事業に関する要望書というものを提出しております。維持管理的な要素が強いものであれば、比較的早い時期に要望に対して対処していただけていると、そのように認識をしております。例で申し上げますと、乳酪館への入り口に対する右折レーンの設置、また、町道開陽中央線と国道 334 号線の照明などについては、要望した翌年度実施をしていただきました。また、北海道に対しても、3 月上旬に地域建設行政懇談会、これが各市町村単位で開催をされます。その折に地域の要望書を提出しているところでございます。同じく河川についても、この時期に合わせて地域の要望として出し、また、開発・北海道土木現業所などと十分調整をとりながら、町道との関係、町とのかかわりを整理した中で事業に取り組んでいるところでございます。また、このほか時期を特定せず、町民の方々などからも要望がございます。その都度、開発の道路事務所、河川事務所、網走土木現業所などに要請を行っているところでございます。

また、指定管理者の導入についてということでもご質問をいただきました。指定管理者制度というのは、地方自治法の改正によって創設された制度で、本町においては、各種公の施設について導入をさせていただいております。

道路につきましては、清掃、除草など定型的な維持管理に該当するものということについては、指定管理の範囲とされております。しかしながら、行政判断を伴う災害対応、計画策定、工事発注、また、行政権の行使を行う事務であります道路占用許可、監督処分などは、この指定管理者に任せられる範囲外とされている内容のものでございます。町といたしまして、行政改革推進計画の中におきまして、道路についても、指定管理者制度の導入ということを想定して明記してございますので、このたびその諸般の手續等を開始したいということでご提案をさせていただいているところでございます。ただ、道路ということで、多くの町民の方が日常使うべきものでもございます。この制度の導入に当たる課題というものもあろうかと押さえてございます。

1 つには、町民サービスの質をしっかりと維持していかなければならないということ。また、指定管理者側が安定的で継続的な指定管理を行うということが大切でありますので、労働条件や人件費に対する考え方を明確にしていかなければならない。また、指定管理者が専門性や技術力が確保できるようなそういう形をとる、また、人件費の算定の根拠をつくるということが大切であろうと、そのように考えてございます。いずれにしても利用者のニーズに即した水準、そういったものの低下を招かないようにしなければならないということが大きな課題かと思っております。そういった例で申し上げますと、緊急時の対応、苦情等の処理、通常今の段階でもあるわけでありま

けれども、指定管理者になった場合において、指定管理者が迅速に対応するもの、また、行政に報告をし判断を仰ぐもの、また、文書で報告するものなど、そういう形で分類をし、情報がお互いに共有できる、そういうしくみを作っておかなければならないのではないかと考えております。町民の方がこの問題について、どこに訴えていけばいいのかわからないような事態が起こらないようにしていかなければならないと、そのように思っております。そのためには、事務の引き継ぎというものも大変重要であろうと、そのように考えております。町側にも管理する立場の職員として技術面のノウハウ、また、調整能力を持った者、そういう者を配置していかなければならないと思いますし、指定管理者側においても、安定的、継続的に町民の福祉を担っていくという形になりますので、指定管理者側の人的な資源、そういうものをしっかりと研修などを通じて、育成していくということも大きな課題であろうと、そのように考えてございます。そのようなことから、導入したということであっても、当面、町側の人員配置というものは必要であろうと、そのように考えてございます。指定管理者の業務を管理する業務担当員などを配置をしていきたいと、そのように考えてございます。また、予算の組み方でありますけれども、現在、道路橋梁及び河川の維持管理に関する予算については、町道維持補修事業、除雪センター管理事業、除雪対策事業の中で予算組みがされております。これらの予算を指定管理料として再積算をし、委託料として計上することになると思います。しかし、残る予算も若干ございます。一般的な管理経費でありますとか、道路パトロール車等の維持経費、また、緑地や都市公園については、指定管理の中にまだ入っておりませんので、そういう所管が残ります。その関係する予算については、町側の今までと同じような予算として残る、また、防災行政無線、これは町が免許申請者ということになっておりますので、そういった予算が町側のほうに残るということになるかと思っております。

次に、2項目めでありますけれども、各種イベントのあり方と効果ということであります。大きな観光的なイベントといたしまして、私どもの町では、町民ビッグデー、めまんべつ観光夏まつり、芝桜まつり、ノンキーランドふるさとまつりなどを開催をしております。開催の方式は、実行委員会形式をとらせていただいております。費用対効果、経済波及効果ということで、具体的に数字として測定することについては、今、町としては十分な対応がしていないわけでありまして、いろいろな効果があることは確かであろうと、そのように思っております。目的ですとか、その効果というものを少し挙げてみますと、お互いの地域の特性に理解を深めるということも目的ではないかと思ひますし、実行委員会形式と先ほど申しましたけれども、その中には町民の方々、いろいろな団体、事業所、いろいろな方々が支える側として参加をしたり、また、イベントに楽しむ側として参加をしたりしてくれてございます。そういう中で、町民としての一体感の醸成、町民の心が一つになる、そういうような効果というものもあると、そのように思っております。また、町民はもとより観光客などが、私どもの町の一次産業などの地場産品に親しむ機会ということにもつながるだろうと思ひますし、近隣や道内外から訪れる方々も多いわけですので、交流人口の増加ということにもつながっていくと思ひます。また、地元商店街などにも少なからず購買の影響があると、経済的な波及効果があると、そのように考

えております。また、テレビや新聞、雑誌、マスコミなど、そういうところに登場する機会も多いわけですので、大空町としての知名度のアップ、イメージアップ、情報発信というところにも、このイベントというものは大きく役割があるのではないかと、そのように考えてございます。先ほど言いました4つのイベントについて、平成21年度は既に終わっているわけでありますけれども、その概要について申し上げたいと思います。めまんべつ観光夏まつり、来場者数は18,000人と押さえてございます。決算額は、町の交付金300万円程度を入れまして、決算額で750万円程度。町民ビッグデーについては、来場者数3,300人。これは町の交付金250万円、決算額は260万円ということでございます。芝桜まつりにつきましては、これは期間が1ヵ月間を超えるということで、入園者数は91,235人と押さえてございます。町の交付金は200万円で、全体的な決算額は410万円程度。また、先日終わりましたノンキーランドふるさとまつりでは、来場者数は約6,000人。町の交付金は220万円で、決算見込みでありますけれども約350万円というような内容になってございます。合併調整の中でも、こういったイベントをどうしていくかという議論がなされました。お互いの地域の中で回を重ねてきている伝統的なイベントでもあるということで、合併後も存続させていくということを前提に取り組んでおります。課題ということでありますけれども、こういう伝統を引き継ぐということも大きな課題でありますし、一方で、その中に新しいものを提案していくというのが、イベントでは欠かすことのできない課題ではないかと、そのように思っております。先ほど目的、効果というところで申し上げましたけれども、まだまだ十分でないところがたくさんございます。そういったものの底上げをいかに図っていくか、そういう種々改善策を講じていくことが必要でありますけれども、これについては、実行委員会の方々とも十分協議をしながら進めてまいりたい、何か特別な決め手があるわけではないということでありますけれども、毎年の実績というものを糧に積み上げてまいりたいと、そのように考えておりますので、今後ともご指導を賜りたいと思います。

以上を申し上げまして1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 暑い方は上着を脱いでよろしいです。

中村教育長。

◇教 育 長 それでは、坂本議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、全国学力検査の結果ということで、本年度、平成21年度のものについて、概要を全道、全国と大空町の平均値とのことについてお伝えをしたいと思います。まず、この学力検査はことしで3年目になります。小学校6年生と中学校3年生を対象に、4月の20日前後に毎年実施をしております。まず、小学校の国語でございますが、平成21年度のものについて、大空町の平均正答率は63.4%でございます。全道との差がマイナス2.6。全国との差がマイナス3.5でございます。マイナス2.6は道教委の、同様とか、ほぼ同様とか、低いとかそういう分布の言葉で申し上げますと、プラスマイナスでいきますのでほぼ同様と。全国については、や

や低いという結果になってございます。国語のB、活用の面の問題ですが、大空町の平均が43.0%。全道との差がマイナス2.9ではほぼ同様と。全国との差はマイナス7.5で相当低いというレベルでございます。小学校算数A、知識面ですが、66.9%。全道との差はマイナス7.2で相当低いと。全国との差はマイナス11.8でこちらも相当低いということでございます。算数のB、活用面ですが、平均は46.5%で全道との差はマイナス5.0で低い。全国との差はマイナス8.3で相当低いという結果になってございます。続きまして中学校の国語と数学でございますが、国語のA、知識の面は76.1%で全道の平均と全く同数値でございます。そういう意味では同様でございます。全国との差はマイナス0.9。プラスマイナス1以内は同様ということでございますので、これは全道、全国とも同様の水準にあるということです。国語のB、活用面でございますが、73.8%。全道平均より1.2高くなってございます。全国とはマイナス0.7でちょっと低いのですが、これはレベル分けの言葉で言いますとほぼ同様ということでございます。中学校数学のA、知識面ですが、59.2%。全道との差はマイナス1.9ではほぼ同様でございます。全国との差はマイナス3.5でやや低いと。数学B、活用面ですが、53.5%。全道との差はマイナス1.9ではほぼ同様でございます。全国との差はマイナス3.4でやや低いということでございます。小中、国語算数、国語数学、総じて申し上げますと、Bの活用面について、全道的にはほぼ同様か低い、あるいは全国的には低いか相当低いというような傾向があるということでございます。知識を利用して文章の問題にしても、算数数学でもそれを応用していくという力が全道的にはほぼ同じか、また低いですが、全国的には相当差があるということがわかってございます。

それでは、昨年度の学力調査の結果を踏まえて、どのような取り組みをしたかという2番目のご質問にお答えをしたいと思います。教育委員会として取り組みましたことは、校長会、教頭会合同の学力向上対策の研修会を実施をしております。それぞれの学校の実態を持ち寄って、どのように取り組むべきかということ、全町的に研修をしております。それから2つ目としてですね、学校ごとに、自校の実態に応じてどのように改善するのかという、学校改善プランの作成を指示しております。3つ目でございますが、平成20年度まで女満別地区でしか実施していませんでした市販の全国標準学力検査を、ことしから東藻琴地区においても実施することにいたしました。予算化をしております。これは、小学校は国語と算数。1年生から6年生まで全学年。中学校は国語、数学、英語。1年生から3年生まで全学年に実施をします。全国の学力調査は、6年生と中学3年生だけに限定されてますが、市販の全学年の調査を毎年11月から2月の間に実施をすることによってですね、それぞれの学年における到達度を明らかにして、指導やその他の改善に生かすという、そういうことで全町的に本年度から取り組むことにいたしました。それからもう1つ、この4月にお配りをしたのですが、大空町学力向上プランというものを作成いたしました。全戸に配付をいたしました。この中では学校に対しては、やはり毎日毎日の授業を充実してほしいということ。それから学校と家庭に対しては、子供たちが学び直しをする機会を設定していただきたいということ。それから学校、家庭の連携の中で子供たちの家庭学習の習慣化、予習復習を含めたですね、宿題の出し方も含めた、そういうもの

の習慣化ということを委員会として取り組むように指示してございます。それから、各学校から寄せられました、各学校の学校改善プランの中に記載されておりました内容を申し上げます。1つ目は、基礎基本的な内容の定着を図るスキルタイム、そういう基礎基本の時間というものを設定している学校。それから、読みの重視やドリル学習を重視している学校。全校生徒による計算基礎の時間を設定している学校。これは中学校ですが、1年生から3年生まで全部一緒の部屋で、一緒に計算基礎をやる、あるいは学年別にやるという取り組みを開始しております。それから、放課後の学習会を実施している学校。それから期末テストが近づきましたら、先生と子供たちが自主的に学習会をしている学校もあります。それから5つ目ですが、中学校の例ですが、夏休み、冬休み中に数学と英語の学習会を先生方が自主的に生徒と一緒にやっていると。それから、子供たちに先生の授業について評価をさせる学校が出てまいりました。それから、学校として家庭学習を習慣化させる取り組み。最後に8点目ですが、学校の中のそれぞれの校内研修において、先生方の自主的改善を図る校内研修の充実と授業の改善という取り組みをしているところもございます。

3番目のスポーツ少年団等の実態についてということでございますが、中学校における部活動の実態から、まずご報告を申し上げたいと思います。女満別中学校と東藻琴中学校、2校ございますが、女満別中学校は現在171名生徒がおりまして、野球部16人、陸上部30人、バスケット部19人、バレー部15人、卓球部19人、吹奏楽部30人、文化的なクリエイター部というのが24人、計153人でございまして、部活に入っている率は全校生徒の89%でございます。東藻琴中学校は58人生徒がおりまして、野球部に15人、陸上部に11人、弓道部に23人、文化部に5人と。全部で部活に入っている生徒は54人で、全校生徒の93%が部活に入っているということでございます。それからスポーツ少年団の実態でございますが、女満別地区と東藻琴地区に分けて、どのような少年団があるかお知らせをいたしたいと思いますが、豊住スポーツ少年団、入っている子供の数は25名、地域の方3名が指導に当たっております。剣道スポーツ少年団、小学生10名、中学生8名の計18名で、地域の方々7名が指導に当たっております。柔道スポーツ少年団、小学生9名、中学生7名、計16名で、地域の方6名が指導に当たっております。ミニバスケット少年団、小学生31名、中学生10名、計41名。先生方2人と地域の方5名が指導に当たっております。野球スポーツ少年団、小学生34名のみです。地域の方3名が指導に当たっておられます。ジュニアバレーボール少年団、小学生31名、先生方1名と地域の方5名が指導に当たっております。小学生、中学生を合計しますと165名の子供たちが少年団に加入してございます。先生方の指導人数は6名、地域の方は29名の方があわせてご支援をいただいているところでございます。東藻琴地区でございますが、バレーボール少年団、小学生だけで10名、地域の方3名が指導をしてくれています。剣道少年団、小学生1名、中学生6名、計7名でございます。特に今、地域的にも先生方も指導に当たっておられる方がいなくて、女満別との交流、あるいは網走との交流の中で練習をしているということでございます。サッカー少年団、小学生19名で、地域の方2名が指導をしておられます。野球少年団、小学生21名、先生方が2名、地域の方が3名で指導に当たっておられるということでございます。小

中学生あわせまして５７名、先生方２人、地域の方８名で東藻琴地区も指導に当たってくださっているということでございます。そういうことですね、これらの部活、それからスポーツ少年団等の振興に向けて教育委員会としては、スポーツ少年団の活動補助金とか、中体連等参加補助金というものを財政的に支援をしてございます。一方、本年度から地域総合型スポーツクラブというものが、住吉、豊里地区で、豊住クラブという形で発足をいたしておりまして、これが全町的に広がっていくことを願い、期待しているところでございます。なお、中体連、あるいはスポーツ関係につきましても、スクールバスの要請があれば練習試合でも大会にもスクールバスが利用できるように手配をして、それぞれの活動が円滑にいくように取り進めているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇議 長 ７番、坂本一光議員。

◇坂本議員 まず所管の違うところの道路、河川の維持管理ということなのですが、例えば、道路であれば、町道との交わる場所とか、いろんなところで共通する部分があるかならうかと思えます。その中で、除雪については苦情があるわけではないのですが、利用する側、意外と町道については建設課所管であったり、農業関係の予算であったり、いろいろな形で整備されてはいるのですが、その連絡体系とかそういう部分でのスムーズな運用の仕方につながるよう、こちら側で配慮したり、協力してもらったりというようなことにならうかと思えます。それから、河川についてなのですが、例えば、一つトマップ川を例にとらせていただきますと、国道までが土木現業所でしたでしょうか、そして国道から上が開発局の所管。ふれあいトークの中でも、ある地域で触れられていた経過もあるのですが、トマップ川はどこが所管、整備するのですかというような質問があったように思います。その答弁の中では、開発と土木現業所と町と三者で管理するようになっておりますというような答弁の内容であったと思います。トマップ川についてなのですが、いろいろ両側に下のほうでは公園が整備されたりしておりますが、非常に昨年も冬、ことしの春でしたでしょうか、雪が積もって子供さんが滑り落ちたとかってということも１件あったように記憶しておりますが、しゅんせつという部分でがなかなかないというのが現状です。特に、ことしの場合は雨が多いものですから、上流の畑の暗渠の役割が果たされていない、それが土砂、水の多いのか、堆積した土砂の関係なのか、下の草、土砂等の影響なのか、流れてはいるのですけれども、実際見てみますと、よどんでいるような感じすら受ける部分もございます。そういった中でしゅんせつ、建設課にちょっと要請をしたことがありますけれども、開発局なり土木現業所なり要請はしているということなのですが、下になれば網走湖ということで、漁業権の漁業者の方への配慮というのも出てきますでしょうし、そういったどこか１箇所でやるというものではないのですけれども、一番不便を感じるのは、ことしの場合は特にひどいのですが、春先ですとかことしの夏の畑の水はけの悪さ。そういった部分が現状として出ております。ですからこれは、あの河川については改修もされておまして、ことしの暮れでした

しょうか、冬でしたでしょうか。両側の枝を払ったりというような部分も見受けられているのですが、肝心の畑の改善にはつながらないというようなことがございます。そういったところの改善策を果たしてどこが主導して、計画的に、これ恐らく漁業者に配慮をすると夏場はできないということがかえってきますし、その実施する時期について、いつ、どのような形で誰が主導するのかっていう部分を、ある程度計画的にやっていっていただかないと、なかなか進まないのではないかと思います。資源保全組合の関係で、トマップ川の支流については地域でいろいろな形でしゅんせつをしたり、清掃のほうもあわせてやってはいるのですが、肝心の下のほうできちっと流れるような形になっていなければ、それもまたいずれ流れが悪くなる、そういったことも想定されますので、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず除雪等につきましては、国道との交点、また、道道との交点、町道がございまして。そういう中で、必ず除雪時期に入る前に、網走開発建設部の道路事務所、もしくは土木現業所と私どもの担当が打ち合わせをして、どういう除雪体制をするかということについて、打ち合わせをさせて取り組まさせていただきますし、また、隣接する網走市などとも協議をさせていただいている部分もございまして。

また、道道等につきましては、町が北海道から受託を受けるというような形で、一体的に除雪をするという取り組みも近年させていただいております。そういう中で、実際に道路を走られる方々の不便を解消していこうと、そのように取り組んでいるところでございます。また、トマップ川でございますけれども、トマップ川は線路から下流側は網走湖、網走川というようなことで国の管理になってございます。その線路から上流側は、基本的には北海道管理ということでもありますけれども、過去に昭和53年から平成7年までトマップ川の直轄明渠排水事業、農用地の生産性を高めることを目的とした、国が事業主体になる農業基盤整備事業を実施をしたと。そこででき上がった国の国営の造成財産というものにつきまして、地元の市町村と国が、北海道開発局でありますけれども、国とが財産の管理委託協定というものを結んでございます。これを平成10年に結んでおりますので、そのような関係から、国道から上流部分は現在、管理協定に基づいて大空町が管理をするという形になってございます。ですから、下のほうから言いますと、一部分が、線路までが国、そこから国道までが北海道、さらにその上流部分が協定に基づいて大空町というような内容になってございます。確かにことは雨が多く、大変暗渠の効きも悪いと、トマップ川の水位も高いというような状況であります。議員からも今言われましたけれども、平成20年度の補正予算でトマップ川の柳、雑木などの処理もさせていただきました。また、地域とすれば、農地水環境保全向上対策によって主流部分の雑木草刈などもしていただいているかと思います。やり方によっては本線のところの、トマップ川本流のところの雑木草刈等ということであれば、その事業で実施は可能かとは思いますが、しかしながら、雑木や草刈等だけでは十分な効果は得られないというのが本当のところだろうと思います。一部湖岸が整備されているところもありますけれども、今の河川を見ます

と、川の中に葦などが生い茂り、その流れを阻害しているというような形にもなっております。網走湖の水位との関係でありますとか、漁業への影響ということも考えなければならない河川でもございます。先ほど言ったように、区分が3つに分割されており、どこが主導権を握ってその改善策を立てていくのか、実施をするのかということでは、まずそういった考え方をまとめるのはやはり、私は、地元の市町村でなければ、本当の意味で地域の方々の意見を反映した改善策というものがまとまらないのではないかと、そのように思っておりますので、北海道や開発、国に対してその改善策を要求するということはもちろんでありますけれども、その考え方、根本的にあの河川をどのように管理をし、保全をし、また再生をしていくか、都市公園の中を流れる河川という意味合いもあります。そういうことから考えて、町が前面に立って、そのことについてはしっかりと調査をし、考え方をもち得ていかなければならないのではないかと。その中で町がやるべき部分でありますとか、北海道や開発局にお願いをする部分というものは出てくるのではないかと思いますけれども、その対応を考えていくのは、町が中心になってやっていかなければならないと思っておりますので、そういうことについて取り組みをしていきたいと、そのように思います。一つ参考の例になるかと思いますが、東藻琴の藻琴川がでございます。これは北海道が維持管理をしている河川ではありますけれども、現在、藻琴川水系の河川整備計画というものを立てる段階になっておりまして、原案ができております。それらは、地元の住民の方や学識経験者、地域の代表、漁協、農協、また行政などの検討委員会というものがあつて、その中で計画も練っておりますし、また、平成10年には、藻琴川環境保全対策協議会というものを立ち上げております。この中には、開発建設部、土木現業所、網走漁協、両農協、網走市、大空町、そういった関係機関が参集をして、藻琴川の環境保全対策をどうしていくかということで、議論をしたり、また実際に、土砂流出防止対策の協議を行ったり、現地視察、啓蒙活動や河川清掃活動などを行っている事例もございます。そういったものも参考にしながら、トマップ川にそういう形を持ち込めないかどうか、そういう視点も考えながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 トマップ川につきましては町が主導するのであれば早急に、これなかなか予算のかかる部分につきましては、新年度になりますとなかなか漁業権の絡みだとか、汚れるということで、夏場はなかなかできないという事情も発生します。そんなことで、いざ取り組んでいただいても、時期的な問題だとか、いろんな課題がありますので、町長のおっしゃるように町が主導するのであれば、早急にその対策協議会でもよろしいですし、いろんな関係機関との連絡調整を密にさせていただいて、早急に取り組んでいただきたい。町内には、もっとほかにもそういった事情の河川などあるかと思っておりますけれども、トマップ川を一つ例に取りながらお話しをさせていただいたところでは。

それから道道の管理の部分なのですが、細かい事例で申し訳ないのですが、空港前

でレンタカーの積みおろしを、これもまた担当課がないものですから、要請をしてほしいということで、特に夏場、麦刈り作業等が始まりますと、コンバインなんかも目をつむって通らせていただいている道路でもあります。その辺の指導もスムーズに伝わっていないのか、めったに通らないところなのですけれども、相変わらず3回のうち2回くらい目撃するというような状況にもあります。こういったことも関係機関に十分、事故が起きてからでは遅いですし、ちょうどT字路で見通しの悪い場所での積みおろし作業なんかもございますので、そういった指導等も、やっぱり身近な住民の要望として挙がっておりますので、そういったことも含めた取り組みについてお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 トマップ川につきましては、町の近くの河川ということで、また農用地なども上流部分では張りついているということで、過去にも木炭を入れて浄化を行ったり、カキの貝殻を入れて浄化を行ったり、しゅんせつを行ったりと、いろいろな形でやってきました。ただ、私が思いますのは、その場その場での対応に限られていたような気がいたします。根本的に、本当にどのように川とそこに住む私どもが対峙していけばいいのかということをしっかと考えて、対処していかなければならないと思います。環境がいわれている時代でもありますので、そういう考え方について、早急にまとめて、そして対処できるように努力をしまいたいと思います。

レンタカーの積みおろしにつきましては、昭和60年に開港して以来、たびたび地域の方々やいろいろな方々からご指摘をいただいて、その都度申し上げているところでありますけれども、なかなか十分な改善がなされていないというようでもあります。管理する道路管理者、また、取り締まる警察、さらには、その地域で事業活動を行っている方々に、もう一度私どものほうから要請を申し上げてまいりたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ちょっと質問の仕方に不手際がありまして、指定管理者制度について漏らしておりますので、今後気をつけたいと思いますが、指定管理者制度導入についてのこれからの、特に、課題等々、町長に答弁をいただいたところなのですが、非常に難しいのは、町長も指摘されていた引き継ぎの部分だと思います。それで、決まった工事であればこれは、どなたが受けるようになるかわかりませんが、これはある程度の専門の方が取り組んでいただけたらと思うのですが、日ごろの維持管理、それに伴う補修、そういったものも当然出てくると思いますので、これが平成22年の4月からそういった制度を実施したいという中でのお話しでしたけれども、果たしてその期間内にスムーズに移行できるのかなというようなことが、ちょっと疑問に思っております。今までは、職員がいろいろなところで点検しながら、回りながら補修等々やっておりましたし、冬場の除雪なんかでしたら、ある程度のノウハウがきちっとでき上が

っていたというようなこともあります。平成20年度からですか、一部委託をしたという経過もあるようですけれども、特に除雪の技術というのが、なかなかこれは1年や2年でスムーズにいけるものではないのではないかなという感じがします。そういった技術面での引き継ぎといたらおかしいですけれども、こういうある程度の回数、年数の必要なものについて、町ではどのような、課題としては引き継ぎの部分は聞いたのですけれども、そういう技術面での対処についてのお考えがあったのかなかったのか、その辺をちょっと改めて伺いしておきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かにそういう意味で、いろいろなものを今、民間の方々にお願いをして、その引き継ぐ時期、多少ごくしゃくしたりしているところも過去にあったように思います。そういったものをなるべく少なくして、スムーズに移行させていかなければならないということでございます。今回のことでいいますと、現在、道路橋梁維持にかかる職員が7名町にあります。1名は兼務発令がありますけれども、7名おります。これを指定管理に移行したということで、直ちに、この職員をなくすという考え方はございません。これらの職員については、技術面での除雪のノウハウですとか、調整能力というようなものも、今までやってきているわけでありますので、持ち得ていると。こういう職員については、一定程度、過渡期として残しながら、指定管理に移行していきたいという考え方をしております。現在もこの7名だけで除雪、維持管理すべてができているわけではなくて、臨時職員、嘱託職員というような形で採用させていただいている職員もおります。そういった方の人材的な引き継ぎというようなことも、指定管理者の中でいろいろお願いをしていかなければならないのではないかと。また、もう一つは、指定管理者として受けられた方々が、やはり今度は、公共のサービスを指定管理者として担っていくことになります。また、それは何年間かということで、ある程度の期間、継続的に担っていただくわけでありますので、そちらの側としての技術力の向上に対する研修というようなことも必要ではないか。それをどのような形で実行していくかということについては、まだ十分まとまっていない部分もありますけれども、そういうこともお願いをしながら、技術力の向上というものに当たっていききたいと、そのように考えているところであります。町としてもここ数年、指定管理での除雪の委託なども行った経験もありますし、道道、国道などについても、いろいろな形で指定管理という形ではないのかもしれませんが、委託業務に出されている部分がございます。そういう中では、それらの先進的な事例も参考にさせていただきたいと思います。ちょっと申し漏れましたけれども、先ほど、道路パトロール車等の維持経費は町側に残るというふうに申ししたのは、職員も何名か残すつもりでありますし、そういうつなぎ目を調整する役割として、町の職員、道路パトロールなどについても、町側もやっていかなければならないのではないかと、そのように考えております。そういう中で、スムーズに移管ができるように努力をしてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

まだ大項目ですか。では大項目の1番。

◇坂本議員 1番目につきましては、総体的に関係機関の連携調整のもとにスムーズに進めていかれることがやはり住民サービスにつながっていくというふうに思いますので、今後そのようにお願いをしておきたいと思います。

◇議 長 坂本議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本議員の一般質問を続けます。7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 続いてイベントの件についてなのですが、私が理解するところは、行政がそういうところにお金を出すという部分は町のPR、広告代というようなとらえ方でいいのかなと思ったりもしているのですけれども、それにお金を出すことによって、見返りをあまり求める部分ではないのかなというような気はしているのですが、実行委員会の方々もそれなりの一生懸命に努力をされておりますし、今、どの会場に行ってみましても、町外の方の参加が多く見受けられますし、その日1日、農業従事者もゆっくり骨休めというような意味合いもかねているのではないかなと、そのような感じも見受けられます。そこで、何年かぶりに町民ビッグデーがことし開催されました。予算の規模としては250万円ということで、あれに関しても3,300人という、先ほどの答弁にもありましたけれども、あれにつきましては、その前の年には、道の駅を会場にした何とかなのフェスタということで、日曜日ごとに7月の期間中やっていたように思いますが、そのビッグデーについては今後、継続されていくような考え方なのか、また、平成15年までやられて5年間お休みあったわけなのですが、その辺についてお伺いをしたいと思いますし、それから、イベントを、大きなお祭りは重複することはないのですが、ことしたまたま衆議院選挙とふるさとまつりが重なったということもありまして、敬老福祉大会が1週間後ずれしたという経過があるのですけれども、たまたま9月の第1土曜日は空の日ということで、空港でもイベントをやる日にぶつかっております。それで、空港でのイベントに参加される方がいつもより入り込み数が少ない、なぜ空の日にぶつけたのか。選挙ということは理解しつつも、40日前に選挙の日程は決まっていたはずなので、その辺の対応ができなかったのかというような苦情のお話しもいただいたことがございます。そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町民ビッグデーという名前では、平成15年が最後で、平成16年からは道の駅でメルヘンフェア、メルヘンライブというようなことで実施をいたしました。ただ、私の感覚の中からは、町民ビッグデーの開催場所を道の駅に一端移動をして、もっと通る方などが立ち寄っていただけるような、そういうイベントでできないかという考え方で道の駅でということで、同等の予算規模で実施をさせていただきました。ただ、やはり何年か実施をした中でいろいろなご意見をいただきますと、道の駅では街から少し離れているので車で行かなければならない、駐車場の関係もあって、なかなか町民としては足が向きにくいなど。また、いろいろなライブをロングランでやるような形式にして、どの時間帯に行っても何かのイベントがやっているという形でやらせていただきましたけれども、そうするとお客さんの集合時間帯が散漫になって、なかなか一堂に会したというような感覚が得にくいと。そういう中で、町が合併をして、いろいろな町民と交流を深める場というものがさらに必要ではないかと。もっと腰を押しつけてみんなで同じ時間帯で楽しみたいというような意見が非常に多かったように思います。そういうことで、街の中に再び持ってきてやるのはどうか、担当段階でもこの名称をどうしようかということで非常に悩んだ経過もございます。ただ、イベントの内容をPRするためには、過去に使っていたビッグデーという名前を使うと、女満別の地域の方々に対してはなじみやすいのではないかと、その内容をわかっていただきやすいのではないかと、というようなことで町なかにもってきて、同じような名称でまた再びやることにしたということでもあります。ですから、私の頭の中では、過去にやめたという意識はなくて、過去からずっとこのビッグデーについては、形を変えながら継続してきたというふうに認識をしておりますので、今後も改善点はいろいろたくさんございますけれども、形のものを考えていきたいと、そのように考えているところでございます。

また、9月の5日に、スカイフェスティバルが空港のほうで実施をされました。本来の空の日というのは9月の20日でございます。ただ、ここの実行委員会を主管しますのは北海道空港管理事務所でございます。その中で地域の方々の、例えば農作業が9月20日になり遅くなってくればくるほど、佳境に入ってくるというようなこともあって、9月の第1週の土曜日にやろうではないかということで、ここ数年来、そのところを設定してございました。確かに今回は、ふれあい広場、老人福祉大会、スカイフェスティバル、そして文化会館の方では、ライブフェスティバルでしたでしょうか、そういうものも行われておりました。本来は、9月の5日を避けて老人福祉大会、ふれあい広場を8月の29日に、選挙の前日に実施をしようということで組んでおりましたけれども、それが衆議院選挙が7月の21日になったということで、そこが移動して9月の5日になったということでございます。当然、40日あったではないかということでありますけれども、事前のいろいろな準備ですとかそういうようなことを考えますと、40日前に日にちが決まるということではなかなかPRということもままならないということで、ことしについてはそのようなことになってしまって、両方に顔を出してみたいと思われている方々からすれば、大変ご不便をかけたと思いますので、来年以降については、十分このあたりの日程がある程度決まっているものであれば、調整をしながら日程設定をしていきたいというふうに思いますの

で、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 地元の人たちも楽しみにもしているイベントもたくさんあるかと思うます。そういった中で、なるべくなら重複を避けるような努力、工夫もしていただきたいと、そのように思いますし、また、ビッグデーにおきましても、町長も答弁の中でいろいろな改善点というような言葉も出ておりますけれども、予算の関係もあるのでしょうけれども、いろんな方の知恵を絞っていただいて、有意義なものにしていただければということをお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 イベントについては、いろんな方々がいろんな思いを持って企画をして実施をしてくださっております。十分役場がかかわっていないものの中にはあったりしますけれども、いろいろな情報を集めながら、なるべく重ならない中で実施をして、多くの方がいろいろなイベントに参加できる機会というものをつくっていけるように、努力をしていきたいと思います。また、いろいろなイベント、先ほど言いましたように伝統の部分と、さらに新しいものを付加していく部分と両方のものがなければ、やはり飽きられてしまうのではないかと思います。実行委員会の皆さんと知恵を絞りながら毎年、創意工夫を凝らしながら取り組めるように努力をしてまいりたいと存じます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 教育委員会の関係に移りたいと思います。学力テストの結果については、いろいろと結果についての公表をいただいたところです。また、その後の対策としてもいろいろお考えになってるという答弁もいただきました。また、部活、少年団の活動につきましてもいろいろお伺いしたところであります。女満別町時代、かつては教育の町と言われたぐらいのところでもありましたし、また、いろんな児童、生徒さんの活発な、今が活発でないというわけではないのですが、いろんなところで活躍している人もたくさんおりました。その中で現在、前もって配られました、ことし3回目ということですから、平成20年度の教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書というものもいただきましたけれども、この中でも、これから成果が出てくるのか、それから、学年が変わってきますからなかなか1つの部分だけを見て評価ということではないのですが、やはり子供さんたちの環境づくりという部分での、答弁の中にもございましたけれども、環境の整備という部分でのもの、それから、そういったものをスムーズに該当する人たちが受け入れられるPRといいましょうか、そういったものがなかなかPTAの役員ですとか、関係者には伝わっているのでしょうか、今、大空町の教育ってどうなっているのだというのが、全戸に配付された

資料ではわかると思うのですが、現状ではなかなかわかりづらいところもありますし、いろんなところで少年団なんかでしたら、地域の方の協力をいただいているという部分がかなりあるかと思います。それで、なかなか地域の方々が少年団の指導をされていることについては、特別敬意を表したいところなのですが、そういった環境にある方については、子供さんたちも非常に恵まれているというふうに思います。積極的に多くの方が、80%、90%の方が子供さんたちがこういう何らかの形で、そういう少年団なり部活動なり参加しているということは、大いに結構なのですけれども、これ前にもお話をさせていただいたと思うのですが、学力が下から何番目というのではなくて、体力のほうも下から何番目というようなことも以前の調査で発表になっております。そういったことから、あえてそのスポーツ少年団の実態ということでお伺いしたのですが、体力向上について、積極的に少年団、部活に参加される方はある程度対応はできているのかと思うのですが、そういった面での平均の体力の度合いのもう少し体力をつけるという面での工夫なり、対策っていうのはどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 3月の定例会の折にも、坂本議員から確か体力にかかわってのご質問があったかなというふうに思っております。先ほどご答弁申し上げました中で、中学校の部活関係は、女満別が89%、東藻琴は93%部活に参加しているということですが、スポーツ少年団関係のパーセントちょっと言い忘れました。女満別地区では約50%。中学生も含めてですね。50%くらいの子供たちが特に小学生を中心にかかわっていると。東藻琴地区では40%くらいの子供たちが、小学生を中心にするとかかわっているということがわかってございます。3月のときにもご指導いただきましたのですが、その後の校長会議等で、平成21年度の学校の指導計画を作成するときに、全校的に体力の向上を目指した取り組みを体育の時間、それから学校で子供たちが休み時間等で遊ぶことも含めて、十分に配慮するようにということは指導したところでございまして、もう1つ、昨年度はできなかったのですが、今年度、全国体力運動能力調査というのを、大空町全体として文部科学省が実施した調査に参加をいたしました。小学校は5年生、中学校は2年生で参加をいたしましたので、7月上旬までに実施をして道教委を通して文科省に報告したのでありますが、その結果もうじき出てくるのだろうと。このように思います。昨年度の全道の結果は議員がおっしゃられましたように、学力の下からの順位と体力の順位が非常に相関していると。下から42、3番目、44番目5番目6番目というところで、学力の順位と体力の順位が非常に相関しているということは、3月の折にも指摘いただいたところです。そこで、今年度は小学校5年生と中学校2年生に全校的に調査をしまして、大空町全体の体力の状況について把握することにいたしました。これについては、追ってまた何かの折に報告する機会があるかと思います。そこで、体育については、一定の運動量が体育の時間の中で確保できるような授業の組み方ということについて、これは各学校にお願いをしておりますし、遊びについても、天気の良い日は室内にとどまらず外

に出て遊ぶようにというようなことも、指導させていただいております。それから、ジェットラインさわやかマラソンが女満別の運動場でやられてますが、去年から女満別小学校が全校参加になりまして、それに向けた練習なども1年生から6年生まで学校のマラソンコースを走ったりするなど、そうした広がり徐々に見せてきておりますし、そこに東藻琴地区の小中学生の参加も見られます。それから、藻琴山のふきおろしマラソンにも子供たちの参加はふえているなど、少しずつ底辺的な広がりを見せてきているところでございますので、今後とも、そうしたことについて十分配慮してまいりたいと、このように思います。それから、指導する教員についての不足ということは、3月の議会のときにも答弁申し上げたのですが、ことしの4月の人事異動で運動できる先生、一般の先生ですが3名ほど、何とか大空町にきていただくことができて、それぞれバレー、サッカー、ミニバスケット、そうしたところで活躍をいただいているところでございます。かつて、子供たちの数が多いときは、1学年4学級というのがあって、先生の数も今より倍ほどいましたものですから、いろいろ運動できる先生もその中におられたということです。それが、学年1学級とか2学級になって、先生方の数が半分近くに減ってきた中で、なかなかスポーツをやっていて教職についたという人の数も減っており、先生方を確保するという点についても、市町村でしのぎを削りながら人事の中でも取り組んでいるところですが、今後とも、1人でも2人でもそういう指導できる先生が確保できるように努めてまいりたいと思いますし、地域で指導に当たってくださっている方々との連携も図りながら、人材の発掘等さらに進めて、あるいは指導者の育成等を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 学力につきましても、運動能力にしましても、一朝一夕にできあがるものではない、時間のかかるものだと思います。一つ一つ積み重ねながら継続的に充実した児童生徒の生活が送れるような環境に十分に配慮していただきたいと思いますし、また、今の時期、来年度に向けての予算の部分がもう始まってこようかと思います。そういった面も十分配慮しながら進めていっていただければよろしいかなと、そんなように申し上げて一般質問を終わりたいと思います。以上です。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 今、最後にご指導いただきましたことについて、体力も学力も6年生になってから、中学3年生になってから学力が一気につくというわけではないということは、ご指摘いただいたとおりでございますので、それらのことを踏まえて、1年生から、あるいはもっと小さい幼稚園のときからも含めてですね、子供たちの中に自主的に学ぶ、自主的に運動するというような意識の啓発も含めて、学校全体、地域全体で取り組めるようなスタンスを考えてまいりたいと、このように思いますので、今後ともご指導をいただきたいと思います。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて、坂本一光議員の一般質問を終了します。
次に、3番、斎藤宏司議員の一般質問を許します。

◇斎藤議員 平成21年第3回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

住民の消費生活が豊かになり、生活も多様化するにつれて、家庭から排出されるごみの量も増加しております。そのことが、町の財政も圧迫しているのではないかと考えます。そこで、ごみ対策について質問いたします。中項目として5点お聞きいたします。

1点目、町内にて排出されているごみの種類と量について。

2点目、ごみの有料化へ移行して以来、今日までの現状と課題について。

3点目、本年6月から試行している生ごみの分別処理の状況と分別収集に対する住民の理解度について。

4番目、生ごみの堆肥化に向けた調査状況について。

5番目、ごみ全般の減量化に向けた対策についてを町長に伺いたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 斎藤議員のごみの対策についてに関します答弁を申し上げたいと思います。

ごみの種類でありますけれども、1つは燃やすごみ。現在は試行という形で生ごみと燃やすごみ、分別をしていただいておりますけれども、一緒に収集をし、最終的には現在においては焼却をさせていただいております。2つ目は燃やせないごみ。これらは破碎をし、埋めている現状でございます。最後に、資源ごみといいましょうか、資源物になります。こちらは、ペットボトル、空き缶、これはスチール、アルミ缶でございます。瓶、瓶もいくつかの種類がございます。プラスチック、これも白いトレイやその他のものとして分けてございます。紙類、これも雑誌ですとか閉じ方によって、また牛乳パックなどさまざまな分類がございます。そのほか蛍光灯、電池、古着、廃油、おおよそ15分類程度に分けて集めている現状でございます。これらの排出量でありますけれども、平成20年度の実績で申し上げますと、燃やすごみ、生ごみを含めて763トン。燃やせないごみは1,196トン。資源物については674トンとなっております。

有料化につきましては、旧町村時代、東藻琴、女満別同じく平成17年度から有料化を実施してきてございます。その課題でございますけれども、私の印象という部分も含めて具体的に調査、分析等をしているわけではありませんけれども、思ったほどごみの量というものが減っていないような気がいたします。またさらに、町内の至るところ、外でありますけれども、そういったところに散乱ごみが増えてきているので

はないかと、そのような印象を持っております。また、生ごみの分別の試行を行っておりますけれども、その際、5リットルの袋を、小さいものをつくりました。しかし、それでもまだなおかつもう少し小さい袋が必要というような声も聞かれます。そういったことも課題かと思えますし、生ごみというようなことを別に集めるということで、収集日の間隔というものも課題ではないかと、そのように考えているところであります。生ごみの分別試行を行ってございますので、保管など、町民の方にはいろいろな形でご負担をいただいているところでありますけれども、徐々に理解をいただいていると、そのように感じてございます。黙視によってのことでもありますけれども、生ごみの出されている量は、本来あるべきものの今時点では5割くらいではないかと、そのように押さえているところであります。地球温暖化の防止でありますとか、施設の延命、また、施設管理の経費の節減というようなことが大きな目標としてありますので、これからも積極的にPRをしていきたいと、そのように考えてございます。

堆肥化に向けた調査を実施してございます。年4回、ごみ質の組成検査を実施することといたしまして、1回目6月26日、2回目8月28日に実施をし、今後、11月と2月にも実施をする予定でございます。調査の方法は、100キログラムの生ごみを実験的に抽出いたしまして、その中で生ごみの割合がどの程度かというものを確認してございます。6月時点では97.1%が生ごみ、8月時点では97.7%が生ごみという結果で、数%ではありますけれども、異物として水切りネットや新聞紙等が混入されている事例が見つかってございます。また、水分が多いものというものも、若干見受けられるようでございます。こういった内容については、結果を広報などで周知をしたりこれからの説明会などでも、住民の皆さんにこの結果を公表して、PRに努めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

ごみをどのように回収をし処理するかということよりは、ごみを出さないということの取り組みが大切であります。先ほど言いましたように、若干平成17年度から見ると減少はしてきているものの、近年ではだいたい横ばい状態というようなことであります。出前講座で先ほど言いました経費の面、施設の延命の面、環境の問題に対する啓発ということでPRをしていきたいと思えますし、また、ごみを出さない工夫、そういうものもいろいろな形で提案をしていきたいと、そのように考えてございます。ただ、そういうことだけを理論的に説明するということのほかに、過剰包装の抑制といたしまして、自粛、そういう運動であったり、例えば食べ物の残り物の持ち帰り運動だとか、そういう住民運動的なものを提案して、気運の盛り上がりという中で、ごみの減量化に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、今後ともご指導を願いたいと思えます。

1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 再質問は4点ほどお願いしたいと思います。

まず1点目、ごみの種類と量については理解したところでありますが、平成17年から有料化にしてから、ごみの量もやや横ばい状態でしたということでしたが、今後、

このままの推移でいくとお考えなのかどうか、これが1点目です。

2点目、生ごみ処理について収集を携わっている方から、1番困るのは水切れが悪い、また、指定ごみの袋の中に買い物袋で小分けしている、などを聞いております。この、ごみ分別全体でも、地域によっては分別が悪いところがあるようですが、今後とも住民への十分な説明が必要ではないのかどうかお聞きいたします。

3点目、生ごみの堆肥化の調査内容については理解したところでありますが、今後これをどのように活用していくのか、また、以前やっていた生ごみのコンポストとか、生ごみの電気処理機ですけれども、これの購入助成について再開する考えがないのかどうかお聞きいたします。

4点目ですけれども、ごみの軽量化に向けた対策として町長からも、まずごみを出さない工夫、また、ごみを持ち帰ることだというお考えをお聞きいたしたところではありますが、ある自治体では、ごみ減量化に向けた対策として、集団で回収している自治体があります。これはどのようにやるかという、自治会、子ども会、PTA、老人クラブなど地域の団体による回収で、それに応じて、売却したものに対して奨励金を町が支給している、このようなリサイクル運動でごみの量も減っているということです。これはあくまでも参考事例なのですけれども、このような事例をどう考えるのかどうか、お考えをお聞かせ願いたいと。

以上4点、お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 平成17年度に有料化してから、今後の推移ということでもありますけれども、このまま特段の運動展開などをしないでいきますと、私はごみはふえるのではないかと、そのように考えてございます。いったん有料化ということで、節約志向なども働いてごみが減って、先に有料化したいろいろな自治体の例などを見ると、100あったものが一たん80に下がりますけれども、数年間のうちにまたそれが100を超えていくというようなことも見受けられております。そういうことから、いろいろなごみを出さない運動展開ということを進めていかなければならないのではないかと、ご答弁を申し上げたところでございます。また、水切りが悪かったり、小分けにして異物となるべきものが入っていたりというようなこと、これは当然、説明としても加えていかなければならないと思いますし、今後の収集の中で、例えばそういうものを、今でもいろいろな分別が十分でないものについては、張り紙をして置いてくとか、そういうようなこともあります。そういう形も試行の段階としてはありますが、必要になってくるのではないかと、そのように考えております。

また、堆肥化したものの活用ということについては、今後堆肥化ができれば、その堆肥というものはできるだけ地域で活用はしてみたいと思います。ただこれについては、ほかの地域でもいろいろな議論がございます。十分堆肥としての効能があるのかどうかというようなこともありますので、ここは慎重にしなければならないと思っています。ただ、町として町営の牧場なども持っております。例えば、どこでもといてまいしょうか、どこかですぐさまその引き取り手がないような場合については、

町としてそれらの活用を考えておきたいと、そのように思います。

また、コンポストに対する助成等々でありますけれども、説明会の中で、ごみの分別について今お願いをしている最中で、これについての復活について、要請なども担当としては承っているようでございます。その実態を十分把握をしながら、今後検討をしてまいりたいと、そのように思います。

また、リサイクルといいましょうか、ごみをしっかり分別をして出していただく資源物などということで、奨励金制度ということについてお尋ねをいただきました。近くでは、どういう形でか十分細かくはまだ調査しておりませんが、小清水町などもそういうような形をとっているようであります。私どもの町の資源物の売却益、予算書で見ますと、毎年300万円程度でございます。そういったものを何がしかの形で地域に還元をしながら、ごみの減量に資するような、そういう使い方もあるのではないかと思いますので、これについてはまだ調査が十分ではございませんので、内容等調査をしながら、それに沿ってどのような形が運動展開の助長になるかということで検討してみたいとそのように思いますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 これはある自治体での有料化した後の出来事だったのですけれども、よくダイエットではリバウンド現象とよくご存知だと思っておりますけれども、ごみも有料化したあとリバウンド現象があるそうです。これはどういうことかということ、一たんはごみの量は減るのですけれども、そのあと、お金さえ出せば何を出してもいいのだろうという考えになるそうです。そういう現象が大空町でもないのかどうか、このあと有料化に向けてどういう対策を考えているのかお聞きしたいと思います。

それと、先ほど生ごみについての説明をいただいたところなのですが、自分で考えてみると、生ごみで5リットルというのは大変大きな袋でなかなか個人で持っていくといたら日数もかかると思うのですよね。それでできれば、これは自分の考えなのですが、自治会単位で何かそういう生ごみを入れるような施設を置いたらどうなのかなと思っております。それが2点目ですけれど。

最後に、ごみの減量化が1番これから先考えることだと思うのですが、ある自治体で考えているのは、何よりもごみを出さないこと。出してしまったごみはできるだけ資源として使うこと。どうしても使えないごみはきちんと処分すること。リサイクルされたものを積極的に使うこと。これは町の憲章と申しますか、思想でこういうお考えでやっていると、栃木県の芳賀町でやっているところです。このような考えで、これからごみはまだまだふえると思うのですが、それに対しての対策、町長から何点かお聞きしましたが、再度お聞きしたいと思います。以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私の認識も、有料化の後リバウンドという言葉が出されましたけれども、そ

ういう傾向があるのではないかと考えております。そのために、先ほど言いましたように、単に有料化するということが最終目的ではありませんので、自分のライフスタイルを変えていただくような、そういう認識に立っていただく、そういうことでいけば、ただ単に理詰めの説明ということだけではなくて、みんなが取り組める活動というものが必要になってくるのではないかと思いますので、そういうものを今後進めていけるように、いろんな関係団体などとも相談をさせていただきたいと思います。

また、生ごみの袋が5リットルでもまだ大きいのではないかと、そのようなことが試行の中でも寄せられてございます。また自治会単位で、例えば、農家の方でいいますいろいろな敷地などもたくさん持っていらっしゃると思いますので、場所的には可能なのかなと思いますけれども、街なかではなかなか確保するのが難しいと、地域の中であればということでございます。先ほどコンポスト、電気処理機などの購入助成というようなことについても要望の声が出ておりますので、検討してみたいという話をいたしました。その中で、家庭でやられる分と、そういう団体でといいいましょか、取り組む分、そういうことが取り組めるのかどうか、そこもあわせて検討させていただきたいと思います。また議員が言われた、出さない、出してしまったものはなるべく資源化する、そして、どうしてもできないものは処理をする、そういう考え方というのは、全く私の考えるところとも同じではないかと思います。現在、大空町において、単純なトン数における資源化の割合でありますけれども、先ほど言った出されたごみ、資源物の割合でいいますと、平成20年度においては資源化率というのが26%程度であります。また、燃やすごみの中で今担当として考えているのは、約半分が生ごみではないかというふうに押さえております。もしこの生ごみが分別をし、堆肥という形で資源として使われていくということであれば、この資源化率といいいましょか、リサイクル率というのは約40%程度まで上がっていくのではないかと、そのように考えております。さらに、ごみの出す量そのものを減らしていくということができれば、この比率をさらに上げていくことができる、先ほど言った理想に近づいていくことになるだろうと思います。皆さんが協力をして、この運動に取り組んでいただけるように、いろいろなPRといいいましょか、提案をさせていただきながら町民運動として取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご指導を賜りたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 最後にしますけれども、ごみなのですから、たかがごみなのですから、されどごみです。毎年1億円以上の塵芥処理費が大空町でも支出されております。今一度ライフスタイルや過剰包装の改善も考えただいて、減量化に向けた対策を講じていただきたいと思います。以上、終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 過剰包装など、一つの例をとってお話を申し上げますと、上棟式の時でありますとか、お祝いごとの時、先日選挙もありましたけれども、お酒なども届いたり

しております。せっかく化粧箱に入っているのにもかかわらず、また化粧の紙で包んで、さらにのしをつけてというようなこともあります。そういった包装などについても、あえてそこまでする必要はあるのかなと、そういうような気がいたします。スーパー、いろんな買い物に行ったときにも、ここまでと思うようなこともあります。そういうことをやはり町民の皆さんとともに考えて、何を運動展開の中でやっていくかということ、シンボライズ的なものをいくつか出しながら取り組んでいけるように努力をしていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇斎藤議員 以上で終わります。

◇議 長 これにて、斎藤宏司議員の一般質問を終了します。
ここで昼食のため休憩します。再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時５３分

再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、１２番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 本日は、国民の審判が下っておりまして、政権交代というかつて日本の憲政史上なかった本格的な政権交代、その組閣の日にあたっております。第３回定例会の一般質問、たまたまそれにぶつかったということで考え深いものがあります。執行権の長たる町長にとりまして、私ども議会にとりまして、任期はあと６カ月を残すのみとなっておりますわけでありまして、町長も、ローカルマニフェストの公約といたしますか、核心的な柱である住民との協働という哲学といたしますか、思想、情報共有が前提であります。したがって、住民が主人公の町政の進め方は、任期中の総仕上げとしてどう考えておられるのかという、町民の審判を仰ぐ、そのための観点から、通告に従い一般質問に入りたいと思う次第であります。

さて、私は大きな項目として、山下町政の課題と対応についてということで通告をさせていただいております。その１といたしまして、通告ではＡとしたわけでありまして、主要な課題や現在までの町政執行の達成度は、どのくらいと自己評価をしているのかお伺いをさせていただきたいと思っております。

Ｂといたしまして、合併を成し遂げた町長として、合併後の東藻琴地域の振興策など、バランスのとれた一体化など、地域住民の声をどう生かしてこられたのかということをお伺いしたいのであります。いまだに私のところにも届いているのですが、特に東藻琴地域住民の声として、漠然とはしておりますが、不安と不満の声が届いているのも事実であります。そのことについても、既に内容を把握されていることと思いますので、そのことについてのお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

Ｃといたしまして、先ほども触れましたが、住民との協働はどのように進めるのか

と。この試金石として、自治基本条例についての考えとあわせて、施策、政策決定の審議過程といいますか、経過とこの公開について、どのようにお考えになっておられるのかということもあわせてお聞かせ願いたいと思います。たまたまきょう道新を見ますと、北見市のまちづくり基本条例ですか、このことについても、たまたま偶然記事になって答申案が示されたようであります。そのことについても何かお考えあるのかと思います。

次にDといたしまして、町民の生命を預かる保健・医療・福祉政策といいますか、対策、この拠点としての町立診療所のあり方についてと、旧診療所の跡地利用の進め方がいまだに具体的になっていないということに、私といたしましては多少危惧の念をいただいているところであります。特に町立診療所、町民のために特色あるものとして、例えば、人工透析の夜間実施だとか、あるいは近年増え続けている心療内科等々の需要、そのことを前提にして、それらを診療科目に加えるなどの積極的な位置づけが必要と私は考えている次第でありますけれども、私の提言なども含め、お考えを伺いたいのであります。課題である、これまでも言われ続けておりました在宅医療の推進を図るためにも、訪問診療は不可欠となるという考え方も私も持っておりますが、これもあわせて伺いたいと思います。総じて、本町の保健・医療・福祉の基幹である地域医療計画の課題と見直しにとって、いまや大事な時期を迎えているということでも認識をいたしております。医療機関との連携及び支援による医師の確保が問われているというふうに考えている次第であります。このことについてお聞かせを願います。

Eといたしまして、これまでもいろいろと言及をしてきたわけですが、新しい発想でのまちおこしというふうに表現をさせていただきましたが、これは、行政の古い体質からどう越えるかということでありまして、今回改めて新しく質問している主旨ではございませんけれども、私はこれまでも主張しておりますが、地域的独自性としての本町の文化財や、あるいは歴史的な遺産を活用する振興政策があってもいいというふうに考えておりますが、これを何か文化と歴史については、教育委員会行政であるという固定観念があって、観光振興と結びつける発想がきちっと見られない。例えば、具体的なことを以前にも言及いたしましたが、町花を定めているのに、ミズバショウの開花期に湖畔の観光案内所を開いていない。さらに、保護すべき文化財のミズバショウにとって負担となる、あれは非常に負荷がかかるというふうにこれまでも指摘している木道をつくって、それを改善するという方向性がまだ見えてこない。あるいは本町との関係の深い文化人や知識人の人脈の活用が十分に生かされていないように思われます。だからこそ、移住定住もいまいちひとつ進んでいないと、こういう印象を持っているわけですが、これらの反省などから、新しい思いと発想のまちおこしについてお伺いをさせていただきたいと思います。

最後に、あと6カ月残された任期の地点に立って、来期への宿題と、町長としての意欲について、この機会にお示しをいただければ、お聞かせ願いたいとこのように思う次第であります。

以上をもちまして1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 小島議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

質問事項は大項目1項目ということではございますが、今のお話を伺いますと、要旨は、私なりには7項目程度あるのかなと思っております。多少時間を要することになりますが、ご容赦をいただきたいと思います。

新町がスタートいたしまして4年目を迎えました。私にとっても任期の最終年となります。3年前、町民の皆様にお約束をし、現在の立場で仕事をさせていただいております。その3年前の思いをもう一度振り返ってみますと、私の心情として、愛情をもったまちづくりを進めたい。基本的な考えということの中に、個性と融合、自立と広域、夢、元気、安心というような言葉を並べてございます。政策の柱として対話と協働のまちづくり、子供や若い世代の夢づくり、働く人たちの元気づくり、人と環境の安心づくりというような柱から、24項目の内容からなる目標を掲げさせていただきました。振り返ってみますと、診療所の建設、特別養護老人ホームの増床支援、公営住宅の建設、芝桜公園の整備、麦類乾燥調製貯蔵施設の建設支援、公共施設間の光ファイバーの敷設、水道施設の整備、学校コンピュータの更新、さらには国の経済対策の財源などを活用して、社会資本の整備を進めることができたように思います。一方で、総合計画、財政計画、行政改革推進計画、各種計画の策定や行政評価、人事評価のしくみづくりも進めてまいりました。現在、自治基本条例の制定に向けてご議論をいただいておりますし、使用料、手数料の基準づくりも進めさせていただいているところであります。また、人件費の抑制でありますとか、事業経費の見直しを進め、借入金残高や債務負担行為額の縮減も一定程度進められたように思います。実質公債費比率は、平成20年度決算で前年度から見て0.9%下がり、23.4%と。将来負担比率は、同じく25.5%下がり、117.3%という状況でございます。まだまだ高い水準ではありますけれども、下げの基調に持ってくることはできたと、そのように思います。自分自身でもずいぶんやれたような気もいたします。これらは、町民のご支援と議員各位のご指導、また、職員の頑張りがあったからだ、そのように思っております。しかしながら、私自身が本当に組みたかったというのは、住民の方々のコミュニティーの醸成であったり、子育て教育の充実、移住定住対策、地域間交通網の整備、地域特産品の多様な売り込みなど、どちらかというと新しいしくみづくりのほうにございます。これらを考えますと、頭出しはできた部分はあるとはいいいながら、まだまだ不十分かなと、そのような気持ちがあるのも正直なところでございます。平成21年度の事業といたしまして、女満別小学校の改築でありますとか、2歳未満児の保育見守りネット事業、試行ではありますけれども生ごみの分別、グリーンツーリズムなども提案させていただいております。これらもまだまだ緒についたばかりで、なんとか軌道に乗せなければならないと、そのように思っております。

一方で、町民の皆さんの間にある町民の融合というのは、心の問題でもあり、社会資本の整備やしくみづくりというものとは異なり、時間がかかるものだと思っております。昨年4月の新聞には、旧村に不満、薄い統一感というような題名が踊りました。しかしながら、文化事業や各種団体の活動など、交流が一步一步ではありますけれども、深まっていることも事実だと受け止めております。こういった町民の皆

さんの自主的な活動に助けられております。この場を借りて、町民の皆様に感謝を申し上げたいと思います。行政といたしましては、これらのきっかけをつくっていく必要があるなど、そのように受け止めてございます。自分自身で自分自身を見つめるということは、大変難しいことでもあり、十分総括ができていとは言えませんが、現時点では、今申し上げたようなことを考えておりますので、これをもって答弁とさせていただきたいと思います。その中で最後に触れた課題のところでもあります。東藻琴村は旧網走町から分村をして60年。旧女満別町においても分村から90年弱という長い歴史の中で、その地域の生活や文化、習慣というものを営み、ルールというものが定められてまいりました。3年、4年の間でこれを一つにまとめるというのは、なかなか難しいものだと思いますし、また、急激な変化を求めるべきではないというのも、私の考え方の中にあります。先ほど言いましたように、融合、柔和というものも一步一步着実に進んでいると、町民の皆さんのお力によるものだと思います。分村したということでのまちづくりというものも、新しいまちづくりでありますけれども、私は合併したということも新しいまちづくりの第一歩であると、そのように受け止めております。これは行政だけが行うわけではなくて、町民の方々、議会の皆さん、また、私ども行政も含めて、私たちがこの新しい町として何に取り組むか、それに一つ一つ取り組んでいくことが、新しい町のまちづくりに必要なことではないかと、そのように思っています。議員のお耳にも入ったということでもありますけれども、私も両地域の公平感ということについて、いろいろな方から意見をいただいております。何をもって公平とするか、いろいろなところでお話しを申し上げてはいますけれども、人的なものか、数量のものか、質のものか、いろいろありますけれども、私は、今どこに何が必要か、必要なところには行政としてかかわって行ってその支援を行っていく、それが公平感につながる、また、公平を保っていく唯一の解決方法ではないかと、いろいろな視点から、そのことの判断をしていかなければなりませんし、地域にはそれなりの個性があります。その地域の個性というものを大切に、いろいろな視点から見て物事に対処していく、そのことが公平感に近づくものではないかと、そのように考えております。先ほども社会資本の整備等々いろいろ申し上げましたけれども、東藻琴地域の分で申し上げますと、診療所の建設でありますとか、公営住宅の建設、芝桜公園の整備、JAオホーツクの麦類乾燥調製貯蔵施設の支援など、積極的に進めてきているつもりでもございます。また、ソフト面では移住定住対策や住み替え事業、また、保育園での2歳未満児の保育や児童センター機能の拡充、見守りネット事業など取り組んできております。しかしながら、依然として合併によるメリットが見えないというようなご意見もいただきます。正直、大分悩んでもおまして、職員などにも、一体町民の方は何を合併として期待していたのか、事前の合併に至るまでの説明の中で、バラ色の説明があったのだろうか、というようなことを投げかけたこともありますけれども、決してそのようなことでもないというような話を聞きます。それはやはり、今行っているいろいろな積極さというものが、全ての町民にかかわるものではないと、自分の肌身に感じないところで展開をされているものだという考え方も、受け止め方もあるのかなと。一方で、東藻琴地域では企業の倒産もありましたし、農協の合併、また、役所も含めた行政機関の統合など、直接肌身に感じる部分もござい

ます。そういった関係から、この合併に関するメリットというようなことが議論されるのかなと、受けとめております。行政側の私どものPR不足というところも否めないような気がいたします。いろいろな形で情報を提供をする、単に投げかけるだけではなくて、しっかりと言葉として伝えていく、受けとめてもらうような努力をするということをしていかなければならないと思います。広報などで情報は提供をしておりますけれども、受けとめたい情報、知りたい情報とのギャップがあるのではないかと、過去の別の方だったかと思っておりますけれども、議員の方からのご指摘もいただきました。広報などは工夫を凝らしていかなければならない、町民に数多く登場していただいて、その中で行政の施策を訴えられるようなそういうしくみがとれないだろうかなどと、考えているところでございます。そういう形をしながらご理解を賜ってまいりたいと、そのように思うところでございます。

住民との協働ということでございますけれども、これは、私は町民の方が主役であるということをしかりと押さえて、町民の方々を中心に置いて、対等な関係でまちづくりを進めていくことだと思っております。そのためには、同じような情報を持っていかなければなりません。行政でありますとか、町民の方々、また議会の皆さんと同じレベルで情報を共有しななければならないことだと思っております。そのために、従来の行政の進め方を点検をし、見直していくと。また、町民の方にも意識を今までと違ったところにおいていただけるような取り組みをしていきたいというふうに考えてございます。そういった意味で、自治基本条例の制定というものもそこに結びついていくものだと、そのように思います。また、この協働でありますとか、自治基本条例の考え方について、少し過去を振り返って考えてみますと、私が女満別町長に立候補した際に、役場と町民の皆さんとの役割分担を見直して、町民の方々にもっと企画段階からまちづくりに参加してほしいと、地域活動を今まで以上に積極的に取り組んでほしいと、そういうふうに思っておりまして、その当時は、そのことのためにまちづくり委員会を設置してはどうかという提案になっておりました。従来、いろいろな地域で活動が行われスポーツやレクリエーション、環境整備、子ども会や敬老会、いろいろなものが地域として行われておりましたけれども、いつのころからか役場の仕事になってきたように思います。それらのものが、地域や各種団体の方々がとり行っていくほうがよいものもあるのではないかと、そのためには、企画段階から参画してもらって、いろいろ意見交換をして事業を行っていくのがいいのではないかと、そのための役割分担の議論をしていただきたかったということでもありますけれども、そのうちに、そういったものをつくっても一時的なものでいいのだろうか、組織をつくっても時代とともに活用されなくなってしまったのでは意味がないと。最低限のルールとして、後世に残していくためには、条例という手法がいいのではないかとというようなことから、大空町長に立候補した際に、自分でまとめたまちづくりの目標の中に、情報共有、住民との協働参画をしかりと浸透させ、将来にわたるまちづくりの基本的な考え方を示したまちづくり基本条例をつくりますと。女満別、東藻琴両地域のあり方や事業計画段階におけるワークショップの活用方法など、住民や行政の役割を示しますとしております。基本的な考え方は今も変わっておりません。現在、自治基本条例につきましては、検討委員会の皆様に貴重な時間を割いていただいて、熱いご議論を

いただき、大変なご苦勞をかけているということで、心から感謝を申し上げたいと思います。原案を示して、検討委員会の皆様にご意見をいただくという方法もあったかとは思いますが、条例の目的を考えますと、原案を最初から示すというよりは、町民の目線でまずご議論をいただき、条例の草案を提出していただくという形がいいのではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。また、町長の考え方がよく見えないというようなことを議論の中で言われておりましたので、昨年の10月には、自治基本条例制定に望む考え方、A4判、5ページにわたるものを作成をいたしまして、各委員の方に配付をさせていただいたところでございます。このような関係から、相当時間を要している現況でございます。ただ、拙速な議論も心配されるところであります。また今後、草案の中間の取りまとめなどがありましたら、その中で意見交換をさせていただくというのも1つの方法かと考えてございます。審議過程における公開ということでもご質問をいただきました。これについても、別の議員の方からご指摘があったときにもお話しを申し上げましたように、行政の活動や考え方、意思決定の場での過程、それらが途中途中で説明されていなければならないということだと思います。今後、いろいろな広報媒体を使つてのPRはもちろんでありますけれども、審議会等の会議を公開をしたりしてまいりたいと思います。また現在、使用料・手数料の見直し作業中でございますが、これらについては、検討段階のものも何回となく広報で周知をしておりますが、まだまだ内容的には不十分かと思っております。こういうことは、過去の行政の実例から言うとあまりなかったことではあります。職員もこういうものを公開していかなければならないという意識を持ち始めているのは間違いないことだと思っておりますので、進めてまいりたいと思います。

次に、医療の関係でございます。東藻琴の国保診療所につきましては、現在勤務している院長が、来年3月をもって退職をしたいという申し出がございました。新たに医師を招聘しなければならないわけではありますけれども、最近の医師不足の状況、その中では、医師の確保というのは大変困難を増してきている現状であります。これは、全国的にも近隣の市町村の状況を見ても、同じような状況があります。将来の地域医療を安定的に確保していかなければなりませんので、現在の直営診療方式でいいのか、過去に例のある委託方式がいいのか、また、新しい制度としてある指定管理者方式はどうかということで、昨年度の当初から、いろいろなことの検討を行ってまいりました。医師の継続性でありますとか、経営における民間手法、サービスの提供の利点、総合的に判断をして、現時点で指定管理者制度がより望ましいのではないかと考えてございます。非公式ではありますが、医療法人に打診をしたところ、応募に前向きな法人がありますので、今議会に条例の改正を提案させていただいているところであります。議員のおっしゃる、特色のある診療所、例えば、人工透析、心療内科、訪問医療、訪問診療というのでしょうか、そういうようなことのご提案もいただきました。大変理想的なことだというふうには受けとめますが、私どもの市町村段階というのは、一次保健医療福祉圏という位置づけになってございます。この中では、日常生活に密着したもの、初期診療サービスでありますとか、住民の健康相談、言いかえれば家庭的な存在。これをまず一次医療圏でしっかりと提供するということが大切だといわれ

ておりますし、現在の診療所も同じような役割にあると思ってございます。一つの町だけということだけではなくて、この地域全体として、医療を確保していかなければならないわけであります。また、人工透析などは専門医が必要なことはもちろん、臨床工学技師などのスタッフや、合併症などのことも考えますと、さらに医師も必要となつてまいります。機械だけでできることではないというようなことから、比較的専門性のある二次医療圏などで、広域的にお願いすることがいいのではないかと、そのように思っております。心療内科についても、確かに増えてはきておりますけれども、私どもの地域からすれば、やはり内科、外科そういう中で医師を確保していくことが優先順位としては高いのではないかと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思いますし、診療訪問などは、これからいろいろ条件提示をしながらやっていくわけでありますけれども、最終的には、現場の医師の判断によるところも多いのかなというふうに受け止めます。今の時点からそのことを条件付けるというのが、いろいろ今回の提案の中でなじむのかどうなのかということを考えていかなければならないと思っております。そのような中で、長期的に、安定的に町民の医療が守られる体制づくりに努力してまいりたいと、そのように思います。

また、旧診療所の活用でありますけれども、これは国の障害福祉政策、自立支援法の制定を踏まえて、拠点施設を町内に整備してはどうかと、その活用の方法としては、旧東藻琴国保診療所を活用する方法がどうかということで、昨年、障害者福祉施設整備事業基本構想、名前は長いわけでありますけれども、旧国保診療所の活用を想定した施設構想をたてたところであります。その中では、日中の障害者の方々の活動の場であったり、居住の場、また、地域の方とのふれあいの場、各種障害施策の相談センター的役割をこの施設の中で目指していったらどうかという内容になってございます。これについて、本年度は、耐震診断調査を実施しておりまして、11月には結果が出る予定でございます。また、先進地の取り組みなどについても情報を収集しているところでございます。町内の関係する団体の方とも情報交換を進めております。その中では、最近の先進的取り組み事例として、障害者へ高齢者と一体にサービスの提供を行う、共生型の施設整備というものの事例というものもあります。どのような機能を持ち合わせたらいいのか、十分議会とも、また関係団体とも協議をして進めてまいりたいと、そのように思っております。

新しい発想でのまちおこし、特に文化、歴史、単に教育委員会にということではなくて、地域資源として活用する地域振興策等を考えているかということではありますが、考えていないわけではないのですけれども、正直まだまとまったものではないと。まだまだ私の頭の中では、町外的に売り込むというよりは、町民がその歴史、文化、それを大切にしていくしくみ、体制、そういうものを考えるべきなのかなというところの域から抜けてはおりませんが、それでは今回の答弁にはならないと思いますので、かわりのあることについて、少しお話しを申し上げたいと思います。現在、両商工会が事業主体となりまして、網走支庁、道の商工会連合会及び網走支所、町内の主要団体、町などが構成員となりまして委員会をつくり、小規模事業者新事業全国展開支援事業というものを実施してございます。この中で地域資源探求調査及びプログラム構築事業と、名前はそういう名前でありまして、地域の中のいろいろな資源、そ

の中には、文化や歴史にかかわるものも含めて拾い出しをして、それを観光に結び付けていこうというものでございます。現在、それらの洗い出しをしている最中でございますので、そういうことも参考にしていきたいと思ひますし、文化的なことといひますと、フィルムコミッションというような言い方で表現される場合がありますが、映画のロケ地の観光化というようなものもあろうかと思ひます。中国で封切られた映画、そのロケ地が道東、釧路、網走等を中心にしていたというようなことから、現在、中国で北海道ブームが沸き起こっていると。そのロケ地見学ツアーが非常な人気となっているということで、本町にもそういったツアーが訪れております。私どもの町の朝日地区の農道が撮影場所になったというようなことからでございます。現在、網走市と歩道をあわせまして、国道や町道などにそれらの観光の方々に対しての案内看板等を設置するというをしております。また、町花を活用した町おこし、芝桜については、芝桜公園の整備とあわせて一定程度の成果も出ていると思ひます。ミズバショウについては、ミズバショウ単体ということではなく、湿生植物群落として天然記念物となつてございます。これらを鑑賞できる町道湖畔観光線でありますけれども、平成18年度の豪雨のときに被災を受けまして、一部区間において、車両の通行規制を行っております。自然保護監視員の方の報告では、その後、オオバナノエンレイソウの小群落が見られたり、網走農大生の網走湖畔遊歩道探索の実学体験でありますとか、本州からのバードウォッチャーの来訪、また、実業団の陸上強化合宿などで、湖畔が利用されているというような報告も受けております。そういった活用にも目を向けていかなければならないと思っております。また、湖畔の木道については、議員からたびたびご指摘をして、私も役場の内部で担当と含めていろいろな検討をしております。また一方で、木道が老朽化してきているということもあります。これらについては、早急に取り外しの方向で検討をして、別な形でミズバショウの鑑賞方式というようなものを考えていかなければならないのではないかと、そのように思っております。また、観光案内所については、その施設が担う業務、観光のシーズン、ミズバショウの鑑賞時期との関係もありますので、観光協会とご協議を進めてまいりたいと思ひます。また、この町花の活用ということでいきますと、単に観光を見せるということだけではなくて、本来で言うと、産業面での活用ができればいいのではないかと思っておりますけれども、まだまだそのところには十分行き着いていないところがございます。今後、それらについて活用ができるのかどうかということについては、いろいろ考えをめぐらせてまいりたいと思ひます。

最後の質問でありますけれども、一般質問としてもこの手のご質問でありますけれども、質問の主旨を非常に語りかねているところでございますが、しかしながら、いずれであっても、現在、答弁としてできることは、先ほど冒頭のところの答弁で申しましたように、総括をしている最中でございますので、その整理がついた段階になって改めて考えることだと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上、早口になって申し訳ございませんが、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 大きな項目1つにもかかわらず、多岐にわたった質問に丁寧にお答えをいただきましたことを、まず感謝を申し上げたいと思いますが、まず自己評価のことですけれども、自分自身としては、随分やれたなというふうに思っているというのが印象的な言葉でございまして、町民へのメッセージとして、考え抜いて答弁をされたのだらうと思います。しかしですね、後ほどの合併を成し遂げた町長としてのということにもかかわってくるのですが、東藻琴地域との関係、バランスのとれた一体化などということで、質疑をさせていただいたわけでもありますけれども、問題は、町長がおっしゃっている夢づくり、元気づくり、安心づくり、これ非常にいいところをおまとめになっていると思うのですけれども、そういう意味では評価しているのですが、問題はそれが実現できているかということなのですよ。自分としては、随分やれたという感想をいただきましたし、決して何もしていないなんていうふうには、私も思っておりませんし、評価するところは大胆にしたいと思いますが、問題は、一般的な不満が、やっぱり不安と不満が出てくるという背景の中には、将来に対する夢というものが生まれてこない。なかなか元気が出てこない。なかなか安心面について保証されるようなことについては、多少揺らいでいるという声がやっぱり出ているのは、実際問題として事実なのです。ただ、ある意味ではない物ねだりなところもありますから、我々が即刻すばらしい処方箋を書けるわけでもありません。このことにつきまして、2点目の一体化との問題とあわせて正直悩んでいると、いろんな不満は出るけれども、その中身がいまいちわからない、心の問題であるだろうというようなことに関係して、もう一度その辺について、もう一度詳しくお聞かせを願えればありがたいというふうに考えております。全部一緒くたなのでありますけれども、そのことをまず1回、2回目としてお聞かせ願いたいと思います。再質です。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時40分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下町長。

◇町 長 私の答弁がよく伝わっていなかったもので、もう一度申し上げたいと思いますが、自分としては、随分やれたような気もいたしますが、また別なところでは、まだまだ不十分だと思う気持ちがあるのも正直なところ。そのようにご答弁を申し上げましたので、一方的なそこのところだけを取り上げてのご質問はご勘弁をいただきたいと、そのように思います。また、心の問題ということでもありますけれども、全て心の問題ということで片付けるつもりはありません。そこには、人の気持ちというものがある介在をするので、端的に解決するということは、非常に時間のかかるものだというようなことであるということでございます。また、もう少し具体的にということ

ありますけれども、漠然としたといいましょうか、不安を抱いていらっしゃるということは、私も分かります。例えば、あれがなくなるのではないか、これがなくなるのではないか、そういうことが聞こえてきます。例えばですね、東藻琴老人福祉センターがなくなるのではないかというような話も聞いたことがございます。全く考えもしなかったことでもありますけれども、そういうことが、町民の間で言われているのかということに衝撃を受けたわけであります。そういうものは、一つ一つ払拭していかなければなりません。そのためには、やはりシンボライズとなるような大きな構想を、例えば、夢として共通認識として持っていただくということも、大切なのかなと、最近そのように受け止めております。今議会で、東藻琴地域での道の駅の構想をまとめるための提案などもさせていただこうというようなことで、予算提案をさせていただいた部分もありますけれども、そういうようなもの、一例ではありますけれども、今後必要になってくるのかなとそうように感じているところでございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 私の聞き方も悪いのでしょうかけれども、あまりお怒りにならないで、町民に対するメッセージとして、明快に打ち出してもらいたいの、もう一度確認をさせていただいたと、こういうことでご理解をいただきたいものだというふうに思います。たまたま、きょうの道新にも、次に移りたいのですが、北見市まちづくり基本条例、自治区住民投票制を盛るなんていう形で、道新に出ております。これによりますと、2年3カ月、46回の会合を重ねまとめた。これ諮問をしているわけですね。自治基本条例というふうに言われるものについてですね。市民の皆さんに諮問をするという形をとっているわけであります。ところがですね、当町においては、私も実際かわりをもっているわけですが、町長が、先ほども詳しく説明をしていただいたように、自らが町長になるときから、あるいは、女満別町長時代からもきちっと持っている、自治基本条例に対する思いを語ったわけですね。言うならトップダウンで考えていたことがあったけれども、しかし、住民の力でそれを実現したいということだろうというふうに私も思って、その場に参加しているのですが、問題は、いつもそのときに議論になるのですが、町長がトップダウンで決めたことをボトムアップで意見書をまとめて出せと、簡単に言うところいうわけになるのですよ。そうすると、諮問をされているのかいないのかという議論が、検討委員会の内部でも、部会の内部でも、再三再四にわたって繰り返し繰り返し出てくるのです。町長から意見書を求めて意見を出していただいたと、こういう経緯もございますけれども、この際ですから、町民に向かって明快なアピールとして、自治基本条例は自らがやりたいという意味で、トップダウンであるけれども、住民自らの手によってつくっていただきたいというメッセージを、もう少し分かりやすく強調して、1つご答弁をいただきたいと思ひますし、あわせて施策の審議過程の公開ということについては、積極的におやりになっているというお話もあります。答弁の中にもありましたように、必ずしも全部、すべて完全にできているわけでもないというのがご案内のとおりでありますから、今後、この自治基本条例の持ち方もそうなのですが、言及された小学校の公約実現の件もそ

うなのですが、具体的に、町民に意見を聞くという、そういう情報共有と同時に、どういう問題で今問題になっているかという議論の公開の場所ですね、それは執行内部での審議、その成案をまとめる場合の過程の経過もさることですが、その他ともすると住民から意見を聞くというのは、PTAであったり、例えばの例ですけれどもね、そういうことに限局されかねない、あるいは学校関係者にとという傾向をもっていたというふうに、例えばのわかりやすい例で言うと、そういうこともあったように私は思っているのですよ。だから結果はだめだと言っているわけではありませんよ。だからその辺について、もう少し踏み込んだお答えをいただきたいと思います。

以上です。2回目です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 どうも顔の表情と声がでかいので、怒っているというふうに思われましたけれども、決してそういうわけではありません。頑張って答弁しようということのあらわれということで、これについても是非ともご理解を賜りたいなど、そのように思います。

きょう私もこちらの新聞記事、当然ご質問の中で引用されるのであろうということで、大分熟読をさせていただきました。北見市におきましては2年6カ月でしょうか。諮問をし、答申をするという形になってございます。当初、事務段階といろいろ協議をした中で、諮問答申ということも考えました。結果的には、検討委員会という名称にさせていただいて、その条例の素案の提出をいただくという形にいたしました。例えば、比較論になりますけれども、総合計画などは、自治法の中で定めるということになっていて、それは、総合計画の策定審議会というものが既に条例で決められており、そして諮問をし、答申を受ける、それをまた議会で議決をいただくというような手続きになってございますが、この自治基本条例、仮称でありますけれども、こちらのほうの内容は、特段の決めはありません。ましてや、町民の数次に及ぶ総合計画を策定してきた市町村の歴史の中であれば、総合計画というのはどういうものかというのは、ある程度、町民の方も理解をいただいていると思いますが、自治基本条例なるものとは一体なんぞやというところでは、なかなかとつきにくいというふうにも思いますし、また、条例は条例としての条文の形式みたいなものも確かにございます。その中で諮問をし、答申を受けるということであれば、私が思いましたのは、答申を受けた内容は非常に重たいものでございますので、総合計画などもそうですが、ほとんど一字一句直さずに議会に提案をさせていただいている状況にございます。しかし、なじみの薄い条例だというようなこともあります。そのようなことから、もちろん出していただいた意見については、尊重してまいることはもちろんでありますけれども、検討委員会として、その素案の提出をお願いをしたいということでとどめたわけでございます。また、条例の制定権というのは、本来議会にあるものであります。先ほど言ったような形で、一字一句、例えば修正がしにくいような形で本当にいいのだろうかという思いがあったということで、諮問答申という形ではないという形にとらせていただいたところでございます。またあるときは、町長リーダーシップを発揮してト

ップダウンでいろいろなものを提案をしろ、というようないろいろな方のご意見もいただきますし、あるときは、それだけでいいのかと、いろいろな意見を集約してボトムアップ、それがやっぱり理想だ、というような両方の意見もあります。今回の場合については、確かに私のトップダウン的な発想でもって、地域住民の方々にその条例の制定をお願いをしたところでもあります。この条例は何かと、その目的は何かと、それは、住民の方々がまちづくりに自らかかわることの約束事をルールとして、この中に盛り込んでいこうというものであります。それを決めるに当たって、トップダウンというようなやり方で、こちらから原案をお示しをして、さあこれでいいか悪いかということだけで積み上げてつくっていいのだろうか、というような疑問が私にはございました。確かにつくるその根底にあるいろいろな考え方については、提示を申し上げましたけれども、そのこと一つ一つについて、住民の方々がご議論をいただいている、そのことが非常に大切なことではないかと、議員も普段言われておりますけれども、結果も大切かもしれないけれども、その経過も大切であるというふうによく言われております。まさしくこの条例をつくるその結果も、一つのまちづくりの中のものとして大切ではありますけれども、そのつくっていく経過というものも、大切なものではないかと、そのように考えておりますので、いろんな議論があり、私も顛末全部読ませていただいておりますけれども、議論が行ったり戻ったり、右に振れたり左に振れたり、いろんなことがある。また、きょうの北見市の新聞を見て、うちも皆さん大変ご苦労しているけれども、北見市も大変ご苦労されたんだと、改めて2年6カ月というその時間の長さですとか、回数の多さというところで、私も同じようなご苦労があったのではないかと。うちの委員の方々もされているのではないかと。いう思いに至ったところでもあります。しかし、そうやってつくったものというものは、結果も当然でありますけれども、経過も含めて大切なまちづくりの財産になってくるのではないかと、そのように考えておりますので、大変ご苦労をかけておりますけれども、そういう議論を大切にしていきたいと、そのことを私としてはしっかりと受け止めて、条例ができあがったときには、その思いというものをその条例の中に入れて実行できるような形にしていきたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 非常に自治基本条例にかかわっている立場からいうと、言いにくい点もあるのですが、非常に難しい、実際本当に苦悩しながら各委員さんもいろいろな意見を申し述べているわけでありまして、町長も、ある意味では意見を必要な場所があれば出したいと、そういう考え方もあるようであります。ただ、気になるのは諮問答申案の関係だと重たいので、重たいといったら対照は軽いになるのですが、そういう意味ではないと思いますけれども、答申案みたいに重たいものよりは、条例として議会に提案するまでの可塑性を持たせた素案を示してもらって、それを意見書として提出いただければ、執行側としてそれを議会とのかかわりの中で、条例として適正な案文をつくって出したいのだと、こういうことで答弁があったということで解釈してよろしいですね。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 そのとおりです。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それを理解をいたしましたので、次に、町民の命を預かる保健、医療、福祉の対策の拠点としてということで、質疑をしたことについて続行したいと思いますが、人工透析は第一次医療圏の問題であると、したがって、当町としては取り組む気がないというふうな答弁だったように受け止めております。しかし、これもまた道新できよう出ているのですね。主旨は、人工透析でぴりぴりと。これは、新型インフルエンザが発生していることで重症化の恐れがあると。基礎的疾患を持っている身体障害者ですよね、その方々の新型インフルエンザによって、重症化の恐れのあるのだということが、たまたま私の質問のときにも出ておまして、町長のことですから、どうせそれをやってくるのだろうと思って、また用意していると思うのでありますけれども、私が言いたいのは、人工透析は高度医療だからやらないということを言い出せば、中央病院を誘致する際にも、高度医療と一次医療の関係で議論をやった経過があるのですよ、過去にもね。それで、高度医療を全部否定するわけにもいかないのですよ、二次医療圏の中に任せるといったときに、どこが一体引き受けて、どういう体制で本町の住民が、少なくとも20名以上いたはずなのですが、現在は死亡もされたり、いろいろする経過もありますのでね、生存率が非常に厳しいわけですよ。16名前後だというふうに実は聞いております。その患者の皆さんから要望として、私たちの命を預かっている立場として、町議さん何とかこの町に、人工透析の治療を受けられるように提言をしていただけないだろうか、私たちの命を粗末にしないでほしいというようなお話しが実はあったのですよ。いろいろ聞きますと、中央病院も以前そういう説明をやったのですが、診療所の問題と関係がないようですが、関係あるのですよ。その法人がどういう対応をするかということにかかわってきますのでね、機械はあまり最新の機械でないようでありますけれども、残念ながら資料が手元にありませんので判断はできかねますが、その患者の皆さんから聞いたのですね、教えていただいたのですよ。中央病院にはあるのだと。しかし、診療所は先ほど答弁にもあった臨床工学技師だとか、循環器の専門医、その他のスタッフが用意できないから、この町ではできないというふうになっているわけですよ。それから本院のほうにいたり、いろいろするような構造になっていますね。ただ問題なのは、人工透析の問題は難しい問題だからやらないということではなくて、実は身体障害者、身障者対策に値するのですね。これは就業の機会をどう与えるのか、子供たちにもそういうことが起きるのですよ。就学の機会をどう与えるのか、社会参加をどうするのか。それで先ほど私が言ってきたこれからも後からも関係するのですが、観光振興上も問題になるのですよ。今、人工透析ツアーだってあるくらいですよ。そういう受け入れ先があったら観光客来るのですよ。夜間診療だとかそういうものをやれば、生存率が上がるという学

会の発表もあります。ですから、決まりきった答弁のようにおっしゃられたわけですが、一つこれ住民のたかだかそういうような人数なら無理だというふうな考え方もあるかもしれませんが、一つ検討するということで、お考えをいただけないものかということで、再質をさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 どうも小島議員のご質問では、そのまま書かれてしまいますと、私が命を粗末にしているようにも聞き取られて、勘違いをされては困りますので、決して全くそんなことはございません。いろいろな医療をめぐる課題というのは、地域の中にあるわけでございます。そういう中で、どなたも健康に、健やかに地域の中で生活をしていただきたいと、そのことの環境を整えるのは、もちろん、私どもの役割の1つだと、そのように受け止めております。人工透析、先ほども言ったように機械の問題でなくて、いろいろなスタッフ、そういう関係のもので、現実的には難しいというご答弁をさせていただきました。先日、網走厚生病院の運営委員会というのがございまして、そこに出席をいたしてございます。その中でも、網走厚生病院に対して、夜間の人工透析を行っていただけないだろうかというような提案も、患者さんのほうからあるというようなお話しがありました。そのときに院長は、確かに気持ちはわかるけれども、それをやっていたのでは地域の医療が崩壊をしてしまうと。担当する医師がすり減って、本当に対応ができなくなってしまうと。そうしたときに、より多くの方にまたご迷惑をかけてしまうことにもなりかねないと、そういう中で、気持ちはあっても、今そのことをお約束するわけにはいかないというようなお話しをされておりました。私も、今の私どもの医療の現場の課題、いろいろなものがありますけれども、今、私どもが優先順位として先に選ばなければならないのは、救急での対応だとか、時間外における対応だとか、そういうところを、今まで、またそれ以上にしっかりと、町民の方に安心をいただくということを重点に置かざるを得ないのではないかと、いうふうに思っております。確かに地元でできれば、それは理想ではありますけれども、今いろいろなそのほかの事務なども含めて、広域で対処していこうというようなことが言われてきている時代でございます。その中にあっては、今、私のところで人工透析について、本町で取り組んでいく、前向きに検討するという段階も含めて、なかなか難しいものがあると、そのようにしかご答弁ができないことをお許しいただきたいと、そのように思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇町 長 これ以上、平行線をたどってもいたし方がないと思います。私が申し上げたいのは、税金を投入して、町民の理解を得て、第一次医療圏における基礎的な家庭医的な役割を果たすのが、必要最低限の役割であるという趣旨もわかっているのですよ。それをわからないで言っております。少数であるといえども命の問題でありますから、それらを単純に、体制整備にソフトの面もお金の面もかかるから我慢しなさいと

いうのをなかなか言いにくい話であります。したがって、特色ある診療所をどうつくっていくのか、それから、一次医療圏で当町における医療機関が位置している役割というものをもっと明快にしていくと、必要なら僕は支援すべきだと思うのですよ。それをやるという意欲を示してくれるのであればね。厚生病院はしないと言ったのかもしれませんが、今聞けばですね。うちの中央病院はしないと言っているかどうか、私聞いたことがありませんので、そういう自らの体制をつくるのにはお金もかかるでしょうから、こういうことについての協議をまじめに一度やってみられたらどうかと、研究検討されてはどうかということを申し上げておきたいのであります。このことにつきましては、跡地利用の問題がメインにならずに、人工透析にちょっと時間を要しましたので、跡地利用について、現状ではなかなか法人についてもいろいろ検討しているようでありますけれども、進んでないようでありますから、その辺に言及したいのでありますけれども、私は時間も押しておりますので、提案として申し上げたいと思います。いろいろな共生型の問題について、いろいろ厚生文教常任委員会でもかつて議論をしまいいりましたし、構想もできあがったものを見せていただいているわけでありますけれども、具体的に一步踏み出してもらいたいと思うわけですよ。例えば、一つのその対象としては、特養の福寿苑を対象として、現実的な協議に入ってはどうかと、このように考えてございますので、先ほどの人工透析の件は、先ほど申し上げたように研究検討ということで、了承するわけではありませんけれども、平行線でございますので、次の跡地利用についてお答えを願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほどの答弁で、また確認の意味でありますけれども、網走厚生病院では、現在行っている人工透析の夜間における希望があるけれども、それについては勘弁してほしいというようなことで言われておりました。また、今ご質問をいただいている小島議員の気持ちについては、またそうやって熱望されている方の気持ちについては、十分私もわかるつもりであります。言われることももっともだということではありますけれども、今この時点で、責任を持ってそここのところについて前向きなご答弁をさしあげる、そここのところには至っていないということでお察しをいただきたいと、そのように思います。

また、跡地利用について、進んではいけないような言い方をいただきましたけれども、私は一步一步、このことについては、関係する団体の方々などともお話を申し上げ、進んできているように思います。また、その受け皿として、今ご提案のありました町内の、現在は高齢者の方々の福祉を提供されている東藻琴地域の福寿苑などのところにその運営をお願いをし、そこと本格的な協議を進めてはどうかというようなご指摘もいただきました。確かに言われるとおりの部分もございます。町内のそういう法人などについても、お話をさせていただきたいと思ってございます。施設の運営については、人材を確保して対応をしていただかなければなりませんし、どういう方々をお願いをするかということであれば、運営実績があったり、ノウハウを持っていたりと、法人としてしっかりとしたところでなければならぬと。また、行政とのかかわりも

出てくるのではないかというようなことから、町内のそういう方々についても、非常に受け皿としては十分考えられるところだろうと、そのように考えておりますので、これについては、積極的にご協議をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 小島議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小議員の一般質問を続けます。12番、小島一弘議員。

◇小島議員 福寿苑の活用について、積極的なご答弁をいただきましたので、評価をしたいと思います。ただ、また元に戻ったようなことで、一言だけ言って終わりたいのですが、先ほど気になるのは、町長の厚生病院の答弁なのですが、それを町長がそう聞いてきたというくだり、つまり私が専ら主張している人工透析は、夜間をやってもらえるようなところまで踏み込める人工透析という趣旨だったのですが、うまく伝わっていなかったようでありますけれども、そのことについて、厚生病院側が夜間実施をするということは、地域医療の崩壊になるということ、まあ言おうとしていることはわかるのですよ。医師及びスタッフの確保だとか、あるいは医師に必要以上に過度な労働といいますか、強化に基づくものによっていろいろな問題が発生するとか、課題や問題がいっぱいあるのはわかりますよ。だけどそれで地域医療が崩壊すると言っちゃったらね、町長それを聞いてきて黙っておられたのかどうか、確認したいのですが、厚生病院に対して、やっぱり地域医療のためにも大変難しい課題であるけれども、このことについては、町民の命を預かる立場から言うという言い方ではなくて、なんとかできる方法を考えていただきたいということをお願いできないかと、ちょっとおかしくなるのではないのでしょうかね。その辺ちょっと誤解もあるかもしれませんが、気になりますからその辺についてだけでも一度確認をさせてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この問題のご答弁は終わったのかと思っていたのですが、崩壊につながりかねないというふうなお話だったかというふうに思います。そういう中で、厚生病院は二次医療圏の中の中核病院というふうに位置づけられております。そのことといたしまして、先ほど冒頭申しましたように、一次医療圏での果たすべき役割もありまして、そこをまず一次医療圏はしっかりと頑張って担っていこうと。それがしっかりとできれば、二次医療圏は二次医療圏としての役割を担っていこうと。今、厚生病院は、地域の一次医療圏の役割も担いながら、二次医療圏の役割も担っているとい

う中では、非常に負担が大きくなってきているという、そういう議論の中での話しでありました。決して、全部そのことだけでとらえられると誤解を招きますけれども、前段、後段、いろいろな中で、現場とすれば最大限努力はしておりますし、これからもしていきますというような決意もお話しをいただきましたし、そのことに対して、各一次医療圏の協力も賜りたいと、そういうようなお話でございましたので、そのところについては、お互いの認識がそごにならないように、もう一度、私のほうから今言ったようなことだということで、お話しを申し上げておきたいと思います。一次医療圏が例えばしっかりと、二次医療圏の厚生病院が対応可能なことになるように、私どもはまた努力をしていかなければならないことだと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 一つだけつけ加えてこの問題終わりたいと思います。新型インフルエンザの影響でという、今回の道新の記事もあったように、ここに書かれてございませんけれども、患者の皆さんからちょっと意見聞いたのですよ。どうしてそんなに、僕も不勉強でしたから人工透析が必要なのはわかるけれども、今の時点で何が1番困っているのかという趣旨の議論をすると、予測されることだということで出てきたのですが、新型インフルエンザが流行してくると、基礎疾患を持っている人工透析患者、身障者、これに対する対応が、キャパが限られておりますので、受け入れ先が受け入れない可能性まで出てくるという危険性を感じているのですよ。例えばの例として、娘さんが本州にいますので、そちらで人工透析ができるかもしれないから、行きたいという気持ちで問い合わせをしたそうです。そうすると、この新型インフルエンザの状況の中で、地域をカバーしているだけでももう目いっぱいなので、来ていただいても見れるかどうかかわからないというような反応があったようです。正式なものかどうか分かりませんよ。それは、たまたま一人の患者の例でありますけれども、今現在、我々は一次医療圏のことだから、二次医療圏に任せるのだといった瞬間に、町民の命をどう守るのかということが、全然誤解のないように言ってますけれど、町長が考えていないなんて言っているわけではないのですよ、どうしても、どこにいったいいかわからなくなるのですよ。患者の皆さんからしたら、受け入れてくれなかったらどうしようとかか。それで、もう一度言いますが、何でも、何で夜間医療をといたら8時間やれるのですよ。普通は4時間なのですよ、日中の場合は。8時間やると、学会で先ほどもちょっと言及しましたが、生存率が高まるのです。これは毎日やればなおしたことではないという説もありますけれどもね。就学、就業、社会参加、いろいろなことを総合すると、ベストなのは夜間実施なのです。8時間程度、睡眠と同様にして行くと非常にいい結果が出るという報告が出てきておりますから、なかなか人工透析そのものを取り組む姿勢にもなかなか環境もつukれない中であって、一遍に難しいやつを実施しろといっても、そう簡単にはいかないことは私も重々わかっています。けれども、そういう問題意識を踏まえていただきたいということであります。このことについては、申し上げておきたいので別に答弁はいりません。時間も押しております。

新しい発想であるまちおこしについてということで、次の答弁をいただきたい旨に入りたいと思います。先ほどいろいろと申し上げてきました。うちの町、女満別町時代においては、黒澤記念館という構想が実はあって、そのことについてのまちづくりの構想というのも一部提案されたいきさつが過去にあったのですが、結果としては挫折して、夢号が残されたという経緯がございます。これをとにかく言うのではありません。今専ら内向きのほうに、大事な財政再建も含めて先ほど町長が答弁あったようにしっかりと着実な一步を築いているという趣旨もありますから、理解をいたしますが、先ほども言及されていたように、そういうことに基づいて、私は提案なのですが、そんなに難しいことではなくて、関係する人脈、文化人、知識人のかかわりの中で行われるミュージアム構想みたいなものを、夢のプランとしてですよ、持ったらどうかなど。実は提案をしたくてこのことに言及したということなのであります。その前段として、ともすると、行政の中は縦割りですので、そういう広がりを持った提案がなかなかしにくいという事例として、例えば、ミズバショウの問題だとかいろいろ言ってきたわけですよ。改善することをお約束いただいた部分もありますから、最大限評価をした上で、私としては新しい発想でのまちおこしということについても、木道についてはいい方向で解決したいということと、産業面で云々ということも言っていたいておりますので、積極評価をしつつ、一步踏み込んで、ミュージアム構想についてどうお考えなのかは、考えたこともないとは思いませんので、これも財政上の問題いろいろ関係しますし、難しい問題もいっぱいありますけれども、その辺についてお答え願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域医療の関係で、私どものことではなくて、網走厚生病院のことです。もう一度重ねてご答弁を申し上げておきますけれども、どんなことがあっても網走厚生病院は受け入れていくと。患者さんのことを拒むようなことにはしないということを前段でおっしゃっていながら、先ほど言ったような懸念材料もあるということをお話をしたと。決して、困っている方がいるのにたらい回しにしたりするようなことはないというようなことを言うておりましたので、まずはそこをご理解を賜りたいと思います。

私と小島議員の考え方のところは、私はいつも思うのですけれども、相對しているようにも思いますけれども、気持ち的には紙一重のところではないかと、私はそのように思っております。気持ちは非常に申し得ておりますけれども、その一線のところ、今もってそのことをやると、前向きに検討をするというような答弁にはなかなかなくてこないと。それを言えば、心疾患で持病を抱えている方々、何とか地元で心疾患の例えば対応ができるようなと、そういうようなことにもつながってまいります。対処したいことはやまやまではありますけれども、今そここのところで、一線を越えての答弁がなかなかできないというジレンマに陥っていることでございます。

また、ご提案いただきましたミュージアム構想と。正直あまり考えたことはなかったのですけれども、今聞かせていただいて、なるほどなと思ったところもあります。

何というのでしょうか、今聞いていた中での率直な感想でありますけれども、誰か特定の方だけに特化するというやり方がある一方で、その関係する分野として、例えば特化するというやり方もあるのではないかなと。物事には、はやりだとか廃りだとかいろいろなものがあるものもございます。そういう中で、今お話を聞いていてなるほどなと思う一方で、そんなようなことも頭の中をよぎりました。ただ、構想とすれば大変夢のある、おもしろみのある、大変興味をそそっていただけるような内容であるのかなというふうに思いますので、私も同じようなことができないかどうか、今後考えをめぐらせながら、まとめれるようなものであれば、意見交換もさせていただきながら対処していきたいなと、そのように思いますので、これについては、今後ともご指導をいただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 後段になってやっと町長とかみ合ってきたようです。海峡ミュージアムという施設が青森県の下北郡の佐井村というところで、かなり先駆的に始めているのですよ。私は俗に言う博物館をつくるということで、あるいは道の駅になんとかをつくるとか、これはいろいろやっているのですよ。ただ、これを軸にして観光も全部連なっているのですよね、そこにある観光資源も全部。一箇所に集めるということではなくて、そこからネットワーク化していく、その中心にミュージアムを置いていると。小さい村がやっているのですよ。それが今、全国に波及して方々の町村が始めているのです。大変なものを施設を要しなくても、特色のあるもの、この場合は確か、海峡ミュージアムというのは海峡に関するということで、いろいろ博物館的な展示物等々を用意して対応しているようですけれども、ほかの事例では、例えば、金沢の方では陶器の関係だとか、それからパラミタミュージアムなんていう名前で、いろいろな池田満寿夫さんのコレクションを集める場合だとか、これも本当は、答弁調整に課長来たときに、名前言わないということにしていたのですけれども、例えば、荒俣宏さんなんてすばらしい博物学者がいるのですね。世界から専ら本の収集だとか絵画、そういうものが多いようなのですが、そういうものを自分の金でどんどん買っているのですよ。東京のマンションにエアコンの設備を置いて、自分は貧乏でそれこそインスタントラーメン食っても、それを集めるんだと頑張っているのですね。いわば世界遺産に準じるようなものもあるにもかかわらず、個人の資産になっていて、今後自分が死んだらどうしようかと思っていると。これは一つの例ですよ。うちの町に来たいなんて言っているわけではありませんからね、そういうのを知人から聞いたりするのですよね、その親しい知人から。どこかが引き受けるべきだよなど。本来は国だろうなど。国がやらないならばどこがやるんだと。だとすれば、環境をどうするかということですが、いろいろな方法あると思うのですよ。向こうが全部用意して保管さえしてくれればいいと、展示してもらってもいいというようなことの中で、可能性があれば追求するなんていう発想も持ってもいいのですね。箱物行政で、どこから補助金をもらわなければならないとかっていうことでなくて、財団をつくっていただいて、いろいろなお手伝いをしますよと。場所は提供しますと、土地は提供します

と。いろいろなやり方があるかと思うのですよ。今後、意見交換をさせていただきたいという、町長からありがたいお言葉もいただきましたので、浅学非才ですがけれども、そんなことで意見交換をさせていただければと思っていますし、夢のある、わかりやすい、こんなことでという共通する町民の心を一つにするような何かを提案してもらいたいと思うのですね。例えば、大空町になってから東藻琴と女満別地域がまたがるということでいえば、松浦武四郎さんがいろいろ縦走していますよね。これは東藻琴にも入ってきているし、一部当時の女満別町の行政区域の大成のほうだとか、いろいろ縦走しているのですね。そんなことなんか問題意識の一つになるだろうと。先ほど、以前もずっと提案し続けて、教育委員会行政で、湖底遺跡だとか、いろいろな日本でも有数な湖底遺跡があるだとかね。意外と地元の評価低いのですよ。何のことかな、なんて話になるのですね。あるいは負の遺産だといわれている掩体壕のことも、実は科学技術としては当時の建造物の技術としてはすぐれているとか、そういうようなことをうまく組み合わせて何かできないのかと。教育委員会行政だよ、商工観光行政は別だよとかっていうことではなくて、そこを統合して、町長は一つ前向いて、町民に向かって全国にもまたないような形で夢をうたって、この地域には独自の文化があるんだよと。あるいは、他のところで起きたことでもそれを許容し、守り育てていくそういう町なのだよということを情報発信するようなまちづくりを進めていただきたいということを申し上げておきます。

最後の、来期への意思については、しかるべきときにしたいというお話でございましてので言及いたしません。まあしかるべきときに意欲を示していただきたいと、こういうことを申し上げて終わりたいと思います。以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も、決して、先ほど言ったときにミュージアム構想、建物を建てるといった発想は私もあまりありませんでした。コレクションだとか、そういうようなものをルートルートにちりばめながら、地域全体としてそういうものがあるんだというようなことでもいいのではないかと、そのように思っていたところであります。一つの例でありますけれども、過去、旧女満別町時代に、こけしのコレクションをたくさんお持ちだった方からご寄贈をいただいて、保管をしてほしいということでいただいたことがありますけれども、ただ、なかなかものによっては、私どもの地域にこけしというのがほかにあるのであれば、関連付けた中で、全国のいろいろなこけしコレクションというようなことになったのかなと思いますけれども、いかんせんそのときには、そのところとなかなか地域の結びつきがつきづらかったということで、活用するに至ってはいないものもありますけれども、先ほど言われたように、松浦武四郎さんの歩いた、踏破した道すがらを訪ねる旅、ハイキングみたいなものを旧女満別町時代の平成2年か元年かだったと思いますけれども、町民ハイキングとかねたような形で実施をしている部分もあります。今考えれば、例えばそういうものが観光の資源となり得るようなものでもあろうかとも思います。どちらかというと、地元の方々に評価が高くないものが、実は非常に価値として高いものであったりなんていう例は、このこ

とに限らずいろいろあろうかと思います。そういった視点、もう一度目を洗い直して見て、対処していきたいと。一番最初に答弁で申し上げましたように、町民の方々にそのことを理解していただく、そういうところの分野でいけば、確かに教育委員会、今の分野のことでいけば教育委員会かもしれませんけれども、それをどのように活用していくかという観点から考えますと、教育委員会だけではなくて、もっと幅の広い形になろうかと思いますので、その点については、今後とも努力をしてまいりたいと、そのように思いますので、今後ともご指導をいただきたいと思います。

また、最後のご答弁については、質問の趣旨については、当初わかりませんでしたけれども、しっかりと受け止めさせていただきましたので、今後考えてまいりたいと、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

散会 午後 2時32分

平成 2 1 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成21年 9 月16日
- ・ 開 会 平成21年 9 月16日
- ・ 閉 会 平成21年 9 月17日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	16番	森 進
7 番	坂 本 一 光	17番	厚 海 六 郎
8 番	元 木 良 一	18番	後 藤 幸太郎
9 番	深 川 昇		

2 不応招議員は次のとおりである。

15番 檜 原 達 也

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	農政課長
副町	長	商工観光課長
総合支所	長	建設課長
会計管理者		建設課参事
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
		産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
福祉課	長	総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
農業委員会事務局	長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成21年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、7番、坂本一光議員及び8番、元木良一議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
片山事務局長。

- ◇事務局長 ただいまの出席議員は17名であります。
樫原議員から欠席の旨、届け出があります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 承認第6号

- ◇議 長 日程第2、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第68号

◇議 長 日程第3、議案第68号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

竹内女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと説明で聞き漏らしたのかもしれないので、教えていただきたいのですが、入札の結果の報告はそれでよろしいと思うのですが、入札は何件で、どういう人たちが入っているのかということについて、ちょっと詳しく教えていただきたいというふうに思います。

◇議 長 竹内女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 ただいまのご質問は、どのような方が入札に参加されたのかというご質問だと思います。業者名をただいまからお知らせさせていただきます。一工区の参加者は、河西・ほつけん三共・藤井経常建設共同企業体、道和・津別経常建設共同企業体、斉藤・船橋西川・金岩経常建設共同企業体、北登・夏見経常建設共同企業体、丸田・土屋経常建設共同企業体、株式会社三共後藤建設美幌支店、以上、5つの経常建設共同企業体と、1単体企業でございます。

以上でございます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第69号

◇議 長 日程第4、議案第69号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

竹内女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第70号

◇議 長 日程第5、議案第70号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第70号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第70号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第71号

- ◇議 長 日程第6、議案第71号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
竹内女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第71号 工事請負制約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第72号

- ◇議 長 日程第7、議案第72号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第72号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第73号

◇議 長 日程第8、議案第73号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
阿部住民課長。

◇住民課長（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第73号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第74号

◇議 長 日程第9、議案第74号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第10 議案第75号

◇議 長 日程第10、議案第75号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第76号

◇議 長 日程第11、議案第76号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第77号

◇議 長 日程第12、議案第77号 大空町衛星ブロードバンド整備事業分担金条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第77号 大空町衛星ブロードバンド整備事業分担金条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第77号 大空町衛星ブロードバンド整備事業分担金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第78号

◇議 長 日程第13、議案第78号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を制定する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
田端学校管理課長。

◇学校管理課長（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第78号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を制定する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を
制定する条例制定については、原案のとおり可決されました

◎日程第14 議案第79号

◇議 長 日程第14、議案第79号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例
制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につい
てを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に
ついては、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第80号

◇議 長 日程第15、議案第80号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を
改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第81号

◇議 長 日程第16、議案第81号 大空町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号 大空町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 大空町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 17 議案第 82 号

◇議 長 日程第 17、議案第 82 号 平成 21 年度大空町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻財政議員。

◇財政議員 （提案理由説明）

◇議 長 議案第 82 号の説明が終わりました。ここで、昼食のため休憩とします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 1 時 00 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 82 号の質疑を行います。質疑は、ありませんか。

7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 2 点ほどお伺いをしておきたいと思いますが、77 ページの歳入の関係で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というものなのですが、ご案内のとおり、政権が変わって一部、補正については凍結をしなければならないような話も伝わってきておりますが、これが実際、もう既に執行されているものなのか、文書で通達があったものなのか、その辺をちょっとお聞きしたいのと、それと、その下の段、社会教育費委託金という中で、訪問型家庭教育相談体制充実事業委託金という項目がありますけれども、これについては今回、歳出のほうはどのような扱いになっておられるのか、この内容についても説明をお願いしたいと思います。

◇議 長 大槻財政課長。

◇財政課長 ただいま質問のございました、77 ページの地域活性化・経済危機対策臨時交付金のございですが、この部分につきましては、まだ国のほうから正式に交付決定等はきてございません。こちらのほうで今回、1 億 8,300 万円ほど予算を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、7 月の臨時会で補正をさせていただいた分と合わせまして、3 億 3,920 万円ほど 7 月と 9 月で補正をさせ

ていただいているという状況にございますが、こちらのほうについては、まだ補助金の交付決定はきておりません。

以上でございます。

◇議 長 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 ただいまの坂本議員の質問でございますけれども、訪問型家庭教育相談体制充実事業委託金でございますけれども、この関係につきましては、子育て支援ネットワーク充実事業の中の補助事業という形でございます。親を対象に、乳児から成人までの子育てに関する家庭教育の関係にかかわりまして、現在、相談員が1名東藻琴に常駐してございます。常駐といいましょうか、水曜日半日、それから金曜日一日という形で相談員が配置されております。また、家庭教育支援の事業のコーディネーターだとか、不登校、いじめ、そういう関係のもの。また、家庭教育事業、講演会ですとかそういうものに関しての広く一般的な事業に、家庭教育に対する事業に対しての支援委託金という形で組ませていただいております。支出の関係につきましては、そういう事業に対しての支出のほうに充てるという形になってございます。

以上でございます。

◇議 長 大槻財政課長。

◇財政課長 大変失礼しました。ちょっと追加で補足説明をさせていただきたいと思いますが、今回提案させていただいております地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、国のほうが4月10日に経済危機対策の閣議で決定しておりまして、その後、補正予算が提出され、第一次補正予算に含まれていた内容という中で、各市町村に地方自治体の配慮という中で、大空町につきましては、3億3,924万3,000円ほどの交付が内示をいただいているところでございます。ただ、先ほどご指摘のございましたように、8月30日に衆議院選挙の結果、政権が変わるということで、新聞報道等におきましては、経済危機対策の補正の凍結というような報道もされておりますが、昨日、政権がようやく、内閣が組閣されたという状況の中におきましては、どの部分を凍結する、どの部分を継続するということについては、まだ通知がきてないという状況になってございます。今後、これらの新聞報道等でいきますと9月中にそれらの内容を精査した上で詳細が出てくるのではないかと考えておりますが、今のところは、補正予算の内示に基づきまして、今回補正をさせていただいているという状況でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 執行されるであろうという前提のもとでの計上なのですからけれども、そのとおりになってくればよろしいのですけれども、果たして、事務方としては粛々と進め

るしかないというようなとらまえ方でいいのかどうか、ちょっと心配される要素も含まれますので、今後の対応に十分配慮していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、社会教育関係なのですが、歳入としては、今回補正として上がりました。歳出については、既に行っている、人件費か何かそういったたぐいということで、その辺の歳入歳出が見合うだけのつじつまがちょっと合わないものですから、その辺もう一度説明をお願いしたいと思います。

◇議 長 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 説明不足で大変申し訳ございません。子育て支援ネットワーク充実事業ということで、年度当初から事業が組まれておりまして、事業費3,384万8,000円で執行してございます。その中に、道支出金ということで、今回の補正の中の1つ上のところに、家庭教育支援基盤形成事業補助金ということで減額45万8,000円ということになってございます。これは、道のほうからの補助がなくなったという形でございまして、そのかわりといったらなんですけれども、委託金に変わって、今回、24万1,000円が支出されるという形になります。その差額の分につきましては、事業等のやりくりで何とか差額分のほうは乗り切っていこうかという考えでございます。実際の話は、事業は年度当初から進んでいる話でございます。以上でございます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 それでは当初事業を計画していた総額の中で、これでいきますと約21万7,000円ですか、差額があるのですけれども、当初の子育てネットワーク関係の事業を従来どおりやっても、この金額が足りなくても何とかできると、事業を見直さなくてもいいという感覚でよろしいのでしょうか。

◇議 長 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 今のままの状態の事業で何とかやりくりをしてということで、事業の変更は考えておりません。当初の事業の中で、全体の事業費の中で調整をとりまして、当初の事業を遂行していきたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いします。

◇議 長 大槻財政課長。

◇財政課長 ただいま社会教育課長のほうから説明がございましたが、この部分につきましては、補助金が減ってございますけれども、現行予算の中で、一般財源を持ち出して、その差額分につきましては、一般財源で充当した中で事業を今までどおり進め

ていきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第82号 平成21年度大空町一般会計補正予算(第6号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第82号 平成21年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、
原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第83号

◇議 長 日程第18、議案第83号 平成21年度大空町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第83号 平成21年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第８３号 平成２１年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第８４号

◇議 長 日程第１９、議案第８４号 平成２１年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第８４号 平成２１年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第８４号 平成２１年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第８５号

◇議 長 日程第２０、議案第８５号 平成２１年度大空町老人保健特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 85 号 平成 21 年度大空町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 85 号 平成 21 年度大空町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 86 号

◇議 長 日程第 21、議案第 86 号 平成 21 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
日下保健福祉課長。

◇保健福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 86 号 平成 21 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号) を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 86 号 平成 21 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号) は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 22 議案第 87 号

◇議 長 日程第 22、議案第 87 号 平成 21 年度大空町簡易水道事業特別会計補正

予算（第３号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第８７号 平成２１年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第８７号 平成２１年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 議案第８８号

◇議 長 日程第２３、議案第８８号 平成２１年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第８８号 平成２１年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号 平成 21 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 24 認定第 1 号

◇議 長 日程第 24、認定第 1 号 平成 20 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 33、認定第 10 号 平成 20 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。

本件について日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 認定第 1 号から認定第 10 号までの説明が終わりました。

ここで 10 分間休憩します。

休憩 午後 1 時 53 分

再開 午後 2 時 03 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第 1 号から認定第 10 号までの議事を続けます。

お諮りします。本件については議長及び議会選出監査委員を除く 16 名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることになしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長及び議会選出監査委員を除く 16 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 03 分

再開 午後 2 時 05 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することにいたしました。

ここでしばらく休憩します。休憩中に決算審査特別委員会を開催し、特別委員長及び副委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時19分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

決算審査特別委員会 委員長に坂本一光議員、副委員長に樫原達也議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第34 発議第15号

◇議 長 日程第34、発議第15号 JR不採用問題の早期全面解決を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

坂本一光議員。

◇坂本議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号 JR不採用問題の早期全面解決を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号 JR不採用問題の早期全面解決を求める要望意見書は、

原案のとおり可決されました。

◎日程第３５ 発議第１６号

- ◇議 長 日程第３５、発議第１６号 現行保育制度の堅持・拡充と保育、学童保育、子育て支援予算の大幅増額を求める要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
元木良一議員。

◇元木議員 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第１６号 現行保育制度の堅持・拡充と保育、学童保育、子育て支援予算の大幅増額を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第１６号 現行保育制度の堅持・拡充と保育、学童保育、子育て支援予算の大幅増額を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３６ 発議第１７号

- ◇議 長 日程第３６、発議第１７号 道路の整備に関する要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１７号 道路の整備に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１７号 道路の整備に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３７ 発議第１８号

◇議 長 日程第３７、発議第１８号 農業共済制度の見直しに関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１８号 農業共済制度の見直しに関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１８号 農業共済制度の見直しに関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３８ 報告第１５号

◇議 長 日程第３８、報告第１５号 平成２０年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を議題とします。

教育委員会委員長から平成２０年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

田端学校管理課長。

◇学校管理課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
2番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、この報告書について2点ほど質問させていただきたいと思います。

この報告書、法改正によって義務づけられ、そして教育行政の振興については、当然必要なマネジメントサイクルの一環だと理解しています。そこで今、課長のほうから、この報告書についてはそれぞれの教育委員会に内容についてゆだねられてるという説明を受けましたので、そこで教育長に2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、この報告書を私も最初から終わりまで目を通していたのですけれども、この中に、特別支援教育の点検と評価について記載されていないのはどういうことなのか。それは点検・評価がされたのかどうなのか。そこら辺も含めてお答えいただきたいと思います。特に、うちの大空町においては、先進的に特別支援教育のモデルとして取り組んでいた経過もあります。そして、補助教員の配置についても、このことについては私は特に理解をしています。また、ここに今回、平成20年度と記載されておりますけれども、この平成20年度の大空町教育計画書についても、各校それぞれが特別支援教育について重点目標としてここに全部掲げてあります。それだけに、なぜ点検・評価が記載されていないのか。

それともう1つ、教育長に私も前にも質問させていただいた経過がありますけれども、いま一度それぞれの学校が重点目標として挙げている特別支援教育ですけれども、教育長の立場で、見解で、それぞれの特別支援教育でのマネジメントサイクル、評価実施についてもそうですけれども、どう映っているのか、考えているのか、考えをぜひ伺わせていただきたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 それでは1点目の、評価項目の対象に特別支援教育が入っていないということについてお答えをしたいと思います。ただいま課長のほうから、平成20年度の報告書の概要等についてご説明申し上げましたが、様式、内容等についてこれといった定めがないということもありまして、そうした中で、何らかのものに依拠して進めたいということで、先ほども課長が説明しましたように、平成20年度大空町学校教育推進方針、これをもとに、基本的に平成20年度の評価をしていこうということにいたしました。教育委員会の活動そのものは、教育委員会の活動として独自のものでやっているのですが、それで推進方針は、学校教育と社会教育の二部門で構成されております。今、議員がご指摘のように、各学校の経営報告書の中には、それぞれ町内共通して、1番目の学校経営から17、8番目の地域社会における活動も含めて、それぞれ特別支援教育もその中の一つの重点項目として、統一的な設定をして取り組んでいただいております。そのことと、今回の評価に当たりまして、推進方針の中に、そういうように学校で取り組んでいるけれども、推進方針の中に入れてなかったということで、今回は議員がご指摘のように、特別支援教育については評価の対象項目としては入れてないというのが実態でございます。しかし、平成21年度につきましては、

今年度4月からスタートいたしました。大空町教育推進計画、この中に基本目標の1、基本方向の1の観点の3に特別支援教育の充実ということを明確に位置づけてございます。これを受けて、平成21年度の大空町教育推進方針においても、平成21年度は、幼・小・中における特別支援教育の充実に努める。この推進計画の観点3を受けて、平成21年度の推進方針に明確に位置づけをしたということでございます。平成20年度は、議員がご指摘のように対象としてはいたしておりませんが、平成21年度からは推進計画に基づきながら、きちっと評価・点検をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、特別支援教育についての私の考え方ということでございますが、議員が先ほど来ご指摘がありましたように、大空町の前身の女満別町時代から、幼稚園における特別支援を要する幼児、園児に対する補助教員の配置。それから、小学校における配置。今年度は中学校における人的な配置等ですね、この先進的な取り組みをこの町は取り進めてきているところであります。それぞれの学校においても、そうした人的配置をもとに、充実した特別支援教育が展開されていると、このように思っております。過日14日に、校長会議がございましたが、その学校経営報告書の中で、女満別小学校が特別支援教育の充実ということを全教員で学習するために、網走養護学校の先生を講師としてお招きして、特別支援学級の先生方だけでなく、全教員で研修をしたと。これは、両幼稚園が網走養護学校の先生を毎年、年に二、三度招いて研修をしたり、保育の授業を見ていただいたりして非常に率を上げている、成果を上げているということが、校長会議等においても、小中学校等においても同じような取り組みをしていただきたいということを長く申し上げている結果、そうした広がりが出てまいりましたし、それぞれの学校の中にも、校内のコーディネーター、校内の特別支援教育委員会等の設置も進んで、学校体制としても、組織機能の面で充実できているなということでございまして、来年度以降、議員のご指摘のような形できちっと評価項目の対象に挙げ、しかも各学校から、それぞれの学校の取り組みについての評価も集約して、きちっと実施をしてみたいと、このように存じておりますので、どうかご理解とご指導をいただきたいと思います。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 ぜひ平成21年度については、しっかりと評価をして教育の向上に努めてほしいのですが、私、一番危惧するのは、今、教育長のお話の中に、組織の充実ということが言われましたけれども、確かに校内委員会の充実、それからコーディネーターの充実もあるでしょう。けれども、その生徒さんの将来を考えたときにどうあるべきかって考えたときに、今何をしなければいけないのかという、そういう内容の充実、例えば、担当の先生という職業であればどうしても転勤があります。先生がかわってしまうと、また一から保護者との意見交換が始まる。そうじゃなくて、やっぱり支援教育の中にも個別計画をしっかり立てなさいと、そういう項目があるので、内容ですよ。現場の先生と保護者が混乱しないように、今何をしたらいいのかという内容の充実を推進していただきたいということを申し述べさせて、私の質問を終わります。

す。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 ただいま具体的な教育の内容についてご指摘いただきました。個別の支援計画というのは、学校全体として特別支援教育にかかわって、それぞれの学校の中で組織的に、教育課程に位置づけ、立てるものというようになってございます。それから、個別の教育支援計画、議員がおっしゃりたいのは特にこの辺ではないかと思うのですが、一人一人の対象の幼児、児童生徒について、幼稚園から小学校、小学校から中学校、一人の子供が連続してこの支援教育の適切な指導等が受けられるような計画ということでございます。それについて、幼稚園では体制的なものが整備をされてきていて、一人一人の子供についての個別の教育支援計画はつくられてきております。それから、園全体としての個別の指導計画もつくられてきております。これをいかに、入学する小学校、さらに、入学する中学校に引き継いで、一人の子供の幼稚園から中学校卒業までの長い期間を通して、十分なる指導や支援等が受けられるような、そんな体制づくりがこれからの内容面における重要な課題であるとおのうに認識してございますので、そのような指導等をまた取り進めてまいりたいと。またその折には、議員のご指導も賜りたいとおのうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 厚生文教常任委員会所管の事項について質疑をさせていただくことは、若干心の痛む思ひであります、過日の厚生文教常任委員会の席上でも、学校教育課長に申し上げて、この教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書にかかわる質疑をさせていただいておりますが、課長としては答えられないという、非常に簡単に言うところですね、お話だったものですから、この機会に教育長から、あるいは教育委員長さんからお答えをいただきたいと思ひます。私は2点にわたってお尋ねをしたいのでありますけれども、この報告書の中にある4ページの第13回教育委員会が開かれて、議案に学校における国旗・国歌の適正な実施についてと、これはそれ以前にもいろいろあるのでしようけれども、ここで初めて(職務命令)という言葉が出てきております。このことについて、過日の厚生文教常任委員会で質疑をさせていただいた。平成20年度においては、私の知る限りでは国旗・国歌に関する職務命令を発したところはないわけでありす。大空町だけだと思ひますが、仮にほかにあったとしても非常に少ない。平成21年度になってからふえたという話をちょっと聞かされておりますが、なぜその職務命令をあえて、これまでもいろんな形で指導といいますかね、いうことを行ってきたのだらうと思ひのですが、この職務命令の発出する根拠をお聞かせ願ひたい。それが第1点です。

第2点はですね、5ページに条例・規則等の制定、計画等の策定状況ということで、もしかすると私も説明を受けていたのかもしれませんが、聞いていないというような記憶が、このごろ年とともにそういうところがふえているのですが、大空町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則、もし前に説明があったらごめんなさいと、謝りたいと思うのですが、この機会にどのような内容の権限を教育長に一任するように改正されたのか、教えていただきたいと。以上2点です。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 1点目の職務命令の発出の根拠ということでございますが、これには、議員も前段ご発言いただきましたけれども、経緯がございまして、いきなり職務命令を大空町教育委員会として議決をしたということではございませんので、若干時間をいただいて、なぜ職務命令を発するに至ったか、経過的なこともあわせてご理解いただきたいと。その後で、職務命令の発出の根拠等についてご答弁を申し上げたいと、このように存じます。

平成18年3月31日に新しい町、大空町が誕生いたしまして4月の入学式にそれぞれ教育委員さん方はそれぞれの学校の入学式に来賓として参列をいたしました。大空町は小学校が3校、中学校が2校ございますが、1校を除いて、起立しているのは来賓と校長と教頭だけという、あるいは一部の学校では、児童生徒もほとんど座っているというような状況が入学式に見られました。それらの状況を委員会の中でも会議の後にいろいろ情報交流をする中で、平成19年度に向けては、大空町教育委員会として学校における国旗・国歌の適正な実施の方針をきちっと立てて、それを学校長に方針を通知して、さらに、その通知した内容についてそれぞれ先生方にも印刷配布をして、知っていただきたいということで、平成19年の2月の22日に、方針について1回目の通知文を出してございます。そしてその年の卒業式を迎えました。また、委員さん方はそれぞれ来賓としてそれぞれの学校に出席をいたしました。1つの学校については、児童も生徒も来賓も保護者もみんな立っていましたけれども、そのほかの学校については、やっぱり来賓と校長と教頭と、そして児童なり生徒が半分くらい立つようになったと。そういう状況がございました。そんなことで、また教育委員さん方、いろいろ協議会の中でいろいろ何度か協議したというふうに書いてますけれども、それでまた協議をいたしまして、その中では特に、いろいろなこれにかかわる全国的に裁判所の判決なども出ておりましたので、それや、学習指導要領等を研修の材料にしながら学習をいたしたところでもあります。そして、先ほどは、平成19年の2月22日に通知をしたということですが、平成20年の2月1日に学校における国旗・国歌の適正な実施にかかわる方針について、今度は通知から通達というように少しレベルを上げて、各幼稚園、小中高等学校長宛に通達を発したところでもあります。それについては、根拠の資料、なぜ教育委員会がそういう方針をしたか、通達をしたか、根拠資料もきちっと何ページにもわたって裁判の判例、学習指導要項の国旗・国歌条項、それからその他関係する憲法、地方公務員法、それらも全部添付して、それぞれ

先生方に配付したところでございます。しかし、その年の卒業式、平成20年の3月の卒業式についても、1校のみで全員先生方が起立しているだけで、そのほかの4校については、校長、教頭、来賓のみの起立という状況は変わりませんでした。児童生徒については、ほとんど全員が起立するような前進を見せておりました。そこで今度は、平成20年度の卒業式ということですから、平成21年3月ですね、卒業式の後すぐに入学式があるのですが、卒業式の結果を受けて、校長会議等でさらなる指導、教育委員さん方も意見交流をして、もっと先生方が、学習指導要領で国旗・国歌条項で定められているし、起立することが職務として当然であると。まして卒業式、入学式は一つの学校行事の式として重要なところであるので、やっぱり児童生徒に範を示す必要がある。そういうように考えをいたしまして、さらに、平成21年の、1月から2月、3月においては、そうした観点に立っても、校長会議等を通して指導したところでございます。その間、ちょっとこれ重要な判決ですので、平成19年2月27日に最高裁判決というものがございました。これは国歌 君が代のピアノ伴奏をしてくださいというように校長が職務命令をしたのにもかかわらず、それを拒否をした先生についての最終的な最高裁判決が出されたわけでありましたが、その中では、その先生が言っている国歌君が代を演奏することは、憲法第19条に定められた思想、良心の自由を侵すということを訴えていたのですが、それはなんら侵さないと。それから、学習指導要領に定められている国旗・国歌条項により、適正に実施するために出された職務命令は憲法に違反しないと、こういう最高裁判決が平成19年の2月27日にございました。それらも教育委員さん方は研修、協議の中で十分学習をいたしました。そうしまして今度は、年が明けて平成20年の2月8日、東京地裁判決、同じ2月15日に福岡高等裁判所判決、これらはいずれも、起立の斉唱を命じた校長の職務命令は憲法に違反しないと。それから憲法第19条の思想、良心の自由にも違反しないという、そういう判決でございました。それらを踏まえて、改めて平成21年1月の末にもう一度通達を各学校に発出をいたしました。そして、先生方が子供たちの見本として、一つの職務としてきちっと国歌斉唱時に起立をしていただきたいということを改めて通達で使命したところであります。それらを受けて、平成21年の1月26、27、28日、それぞれの4つの小中学校においては、職員会議や職員団体との話し合いの中で、校長は卒業式に向けてこういう方針で実施をしたいということを強く先生方に訴えたところでございます。それらを受けて、平成21年2月23日に小中学校校長と教育委員さん方の懇談会を実施をし、現在どのような状況にそれぞれの学校があるか、情報交流を委員さん方と校長先生方と行いました。各委員さん方が、それぞれの学校の状況がどうあるかということ来判断を、情報を得て、いろいろその後の協議において深めたところであります。それで、もう一つ重要な側面でございますが、そうした職務命令を出す根拠は何かということでございますが、1つは、この教育委員会の職務命令は校長に出した職務命令です。これは地方教育行政法の第23条の中にある教育委員会の職務権限に基づいて校長に出してございます。教育委員会が議決した職務命令は、そのレベルでの職務命令でございます。以上、職務命令の法的根拠も含めて経緯等をご説明をさせていただきました。

もう一つ、5ページの規則ですが、ちょっとこういう質問が出るということを事前

に、このことについては厚生文教常任委員会でも出ていなかったということなので、後ほどきちっとした資料に基づいて資料提供させていただきたいと思います。うろ覚えで申し上げますと議員にも大変失礼かと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 背景はいろいろあるだろうと思いますし、そのことを私はとやかく言おうと思って質疑をしているわけではないのです。後段の職務命令という判断を下したいきさつというものはわかりましたけれども、その法的根拠も、今、最後のくだりで第23条とかいろいろ出てきたのでわかるのですけれども、私は、教育長みたいに教育のプロじゃありませんので、問題の根幹は国旗・国歌法案だと私は思っているのですよ。全ての根拠は。その根拠は、国旗・国歌法案というのはご存知だと思いますけれども、第2条で国旗と国歌を位置づけただけなのですよね。したがって、尊重規定はもちろん、併用規定、あるいはそれに違反した場合の罰則規定も何にも設けられていない法案なのです。法律なんです。しかも、議決された際に附帯決議として、ちょっと読み上げたいのですが、制定時に小渕恵三首相は、国旗の掲揚に関し義務づけなどを行うということは考えておらず、したがって、現行の運用に変更が生ずることにはならないと考えております。これは、1999年の6月29日の衆議院の本会議で答弁してます。その当時の有馬文部大臣は、文部省としては、学習指導要領に基づく学校におけるこれまでの国旗・国歌の指導に関する取り扱いを変えるものではない、これも1999年の8月2日、参議院における説明、国旗及び国歌に関する特別委員会で言明していたこと。もともとこの国旗・国歌法案というのは、ご存知だとは思いますが、老兵は死なずという、野中広務さんの本で最初に見て、なるほどなということとで感銘を受けながら読んだ経緯があるのですけれども、この野中官房長官が、最終的には個々人の内心にかかわる事項であることを政府見解として、これ1999年の8月6日の参議院です、国旗及び国歌に関する特別委員会でそう言っているのですが、強制をしないという内容の公決議文の際、附帯決議にもなっている。こういうことがこの本にも書かれているものですからね、いろんな経緯があって、いろんな評価は、意見を言っているのではないですよ、こういうことも知っていて、当然されたのではないかと推測はできますけれども、この本の中にももう一度書いてあるのですが、法律では義務規定、罰則規定は盛り込まれていないが、実際の教育の現場でさまざまな形で実質上の罰則、義務に近い運用がなされることのないようお願いをしたという、野中さん書いているのですよ。この人、仕掛け人なのですね。この法律の。私は何が言いたいのかというと、国旗と国歌を否定するものでもありませんし、それは尊重するべきだとむしろ私は個人的に思っているのですよ。基本的に。けれども、過去の経緯は経緯としても、その取り扱いを指導的な内容で行うとか、職務命令を発するということは、ある種、処分を前提にいたしますので、守られない場合は。そういうことが起きるといことが教育現場において、果たしてふさわしいのかどうかということの危惧を抱いているだけなのです。私は。そういう観点で質疑をさせていた

だいているのですよ。そういうことを十二分に当然、教育委員会は何度も開いているのですから、恐らく議論をされているのでしょう。したがって私は、厚生文教常任委員会でそれを聞いているわけですよ。厚生文教常任委員会で聞いたら当然、何らかの形で、別な機会でも説明ができる機会に教育委員会側から説明があつてしかるべきだと私は思っておりますのでね。だから、報告書でわざわざ、私は厚生文教常任委員会のことについて心が痛むという表現を使ったのは、あえてそういうことなのですね。質疑を実はしているのです。答えが十分できてなかったのです。答えられないと言ったのです課長は。そうですよね。教育長でないと言えられないということであれば、その後どうなるのかということも含めて、この取り扱いについては甚だ処分を前提にしている、なおかつ大空町の教育行政の問題だけではなくて、網走管内全体にわたって一番バッターとして、一番最初に飛び出したという意味合いね。教育長の協議会というものが任意団体なのか、法的な根拠があるのかわかりませんが、そちらの教育長は、事務局長もおやりになっているというお話を間接的に伺っておりますので、何か思惑としてそういうことが起きたのかとかいうことがあります。

もう1つ、ついでに付け加えて確認をさせてください。先ほどの説明の中で、子供たちも保護者も含めて、皆さんちゃんと立ったという話でしたが、これ正確かどうかわかりませんが、東藻琴のある人から聞いたのですが、教育委員会関係者によって、ある宗教の信者の方なのですが、あなたはそれを思想、信条で座っているようだけど、そんなことやったら村八分だよというようなことがあつて、立たざるを得なかったという話を聞かされています。しかしそれは、正確なものかは私にはわかりません。教育委員会のほうでそういう指導をしているのであれば、学校の先生に対してだけでなくですね、住民に対してまでそういう動きがあるのであればね、保護者に対して、そんなことについて、もし知っているのであれば、どういうことなのかということもお聞かせ願いたい。意見ではありません、質疑ですから。よろしくお願いします。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 1点目の国旗・国歌法が制定されたときの附帯条件ということでございますが、それと、野中さんの本の中に書いてあることとございますが、思想、信条、良心の自由というのは、それぞれ先生であろうと、私もそうですし、皆さんもそうですが、どのように持たれようとこれを侵すことはできないということは自明の理であります。ただ、教職員の場合は、教育公務員としてですね、職務として、卒業式なり入学式をとり行う、当然、国歌については、授業の中で指導をすると、学習指導要領を読み上げますと、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。音楽の中では、国歌君が代は、いずれの学年においても指導すること。そして、卒業式等に関わる特別活動のところでは、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するように指導するものとする。と、このように国旗・国歌条項、学習指導要領には明確に規定がされてございます。議員のおっしゃることは、一人の国民として、そういうようにおっしゃられることは十分に理解もで

きますし、例えば、学校の先生方が職場を離れて、どこかの集会、どこかのそういうセレモニーの場で、そのような態度をとられることは、私は問題はないと思います。しかし、このように国旗・国歌条項、学習指導要領に定められている、そして地方公務員としてですね、教育公務員として、職務を行う場においては、やはりそれなりにふさわしいものがあると。これまでのどの判決をみましても、卒業式や入学式において起立をして斉唱することは、外形的行為にすぎないと、それをもってそのものの内心の自由を踏みにじるとか、そうしたことにはならないと、明快な判決がずっと続いているところでございまして、私ども、行政執行していくに当たっては、そういう最高裁判決等を踏まえた判決にも十分判例の重みもございしますので、即しながら教育行政としての仕事を遂行しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

それから２点目の宗教上の問題ですが、教育委員会はそういう指導をしたことは一つもございません。以上でございます。

◇議 長 小島議員まだ質問ありますか。

◇小島議員 確認だけです。

◇議 長 １２番、小島一弘議員。

◇小島議員 いろいろ考えていることで、意見を交換しているわけじゃないのですよね。私は漏れているので一つ確認したいのですよ。教育長は、答弁になっていると思われるのでしょうか。恐らく。私が言いたいのは、職務権限の根拠とすることながら、決断、政治判断ですよ、ある種のね。網走管内で１番最初にやるっていうことの意味は、どういうことかっていうこともさっき尋ねているのですよ。ね。だからわざわざ教育長の協議会、よくわからないけれども、教育委員会協議会、事務局長もおやりになっているということも背景にあるのかなと、そんなくしつづ聞いていたのですが、私が言いたいのは、あえて言えば、今答弁にあったように、指導要領だって、指導しなさいということですよ。そのことを誰も否定している人はいないと思います。しかし、職務命令って、これずっと見てみると、非常に念入りに準備されているような印象を持つわけですよ。この資料の中には、平成１９年度分、平成２０年度分が事実上一部しかありませんので、説明の中には、ここに資料にないものもあります。したがって、念入りにおやりになっている。そういうだけの背景があるんだということは説明としてはわかりました。しかし、あえて処分が起り得る可能性も念頭に置きながら職務命令を切ったと。そういうカードを切ったという印象があるものですからね、いまいち説明ではピンとこなかったから確認として、もう一回聞いているのです。それ以上のことを聞くわけではありません。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 前段の網走管内教育委員会協議会の教育長部会というのですが、その事務局長を昨年までしていたことは事実でございます。北海道教育委員会からの指導の中でも、網走管内は全道で、小学校も中学校も卒業式、入学式における教職員の起立率は最低でございます。中学校は38. なんぼだったと思います。小学校は42%。全道平均が88%近いときに、最低のラインにあったと。全道14支庁管内の内に、全員先生方が立っている支庁管内が6支庁村管内でございます。そうした指導も教育局から受けたことは事実でございますけれども、やはり卒業式、入学式において、子供たちが国旗・国歌を尊重する態度をきちっと身に付けられるように仕事をすると、職務としてやるということは、絶対これ大事なことだということでありまして、大空町の子供たちがそういう教育に当たれるということも我々の仕事として大事なことだというように考えているところでございます。以上でよろしゅうございましょうか。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 説明はわかりましたよ。でも問題なのは、一言だけ申し上げておきますけれども、教育現場が混乱したら困るのですよね。私どもはその観点で心配して聞いているのですよ。結局、職務命令を切ったら処分が発生したと思うのですよね。処分がどう行われたかということもまだ正式に聞いておりません。したがって最後に、そのことをお聞かせ願いたいと思います。それで終わりたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 職務命令は処分を前提にして発したものではありません。職務命令は地方公務員法第32条に基づいて、先生方は法令及び上司の職務上の命令に従う義務があるということで、当然、子供たちに入学式や卒業式が適正に行われる、国旗・国歌のことを含めてですね、そういうことを願って、そういうようにしていただきたいという思いを込めて、職務命令を校長に対して発したものでございます。初めに職務命令ありきということでは決して私ども、教育委員さん方、何回も協議してきましたけれどもありませんでした。そのことはお伝えを申し上げたいと思います。

それから処分については、平成21年度に発生していることでございますので、この報告書には時間的に違いますので、また別のことになろうかなと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これで質疑を終わります。

これで平成20年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告は終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時29分
再開 午後 3時37分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を続けます。

◎日程第39 報告第16号

◇議 長 日程第39、報告第16号 平成21年度財政援助団体等監査報告を議題とします。

監査委員から平成21年度財政援助団体等監査報告書の提出がありましたので、本件について監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 (監査報告)

◇議 長 これで平成21年度財政援助団体等監査報告は終わります。

◎日程第40 報告第17号

◇議 長 日程第40、報告第17号 平成20年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり平成20年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の審査意見を付して提出がありましたので本件について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 次に監査委員による平成20年度財政健全化及び経常健全化審査意見書の説明を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 (監査委員説明)

◇議 長 これで平成20年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第41 報告第18号

◇議 長 日程第41、報告第18号 例月出納検査報告を議題といたします。

監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、本件について監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 （例月出納検査報告）

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成21年第3回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

昭和29年の12月10日、この日が自由民主党の鳩山内閣の組閣、誕生の日でございました。それから55年、昨日、平成21年の9月16日に麻生内閣から鳩山内閣へとバトンタッチされたわけであります。55年前は、吉田内閣から鳩山内閣ということを考えますと、何かえにしを感じるところでございます。新しい内閣ということでもありますので、国民の皆さんも私たちも、この新しい内閣に期待するところが多いのではないかと、そのように思います。いろいろな政策が、昨今の選挙の中ではマニフェストという形で既にうたわれております。後期高齢者医療制度の廃止でありますとか、障害者自立支援法の改正、子供手当の支給、高校授業料の実質無償化、農家戸別補償制度というような政策が掲げられておりますけれども、こういったものについては、結果的には、町の事務として国民の皆さんに対峙をして事務を進めていく、それは私ども市町村の役割になってくるのではないかと、そのように思っております。

また、そういったところの説明責任も私どもは担っていかなければならない、そういう立場にあるのではないかと、そのように感じております。また、先ほど質疑の中でもありましたように、今回お認めをいただきました補正予算は、平成21年度の国の補正予算の関連の予算も数多くございます。これらについては、一端凍結をされる、そして再査定をされるというような情報もあります。少なからず私どもの今回の予算、町の中での影響もあるかと思っておりますけれども、職員ともども一丸となって、そして情報を的確に受け止めながら、適切に対処をしてみたいと、そのように考えてございますので、今後ともそういった面で、またご指導を賜りたいと、そのように思います。

また、平成20年度決算につきましては、特別委員会の設置ということで、改めて、またご審議をいただくということにお礼を申し上げたいと思います。

2日間にわたり、一般質問、またいろいろな質疑を通じて、いろいろなご示唆をいただいたと、そのように受け止めております。そういったものもまた、まちづくりの糧としながら、努力をしてみたいと思います。

本当にこの2日間大変お疲れ様でございました。また、ありがとうございました。お礼に代えさせていただきます。

◇議 長 平成21年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時53分